

26川監公第8号
平成26年9月9日

川崎市職員措置請求について（公表）

平成26年7月14日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を市長、教育委員会及び請求人に通知したので、別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	奥	宮	京	子
同	菅	原		進
同	宮	原	春	夫

(別紙)

26川監第353号

平成26年9月9日

川崎市市長 福田紀彦様

川崎市教育委員会委員長 峪正人様

川崎市監査委員 村田恭輔

同 奥宮京子

同 菅原進

同 宮原春夫

川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年7月14日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知します。

(別紙)

26川監第353号

平成26年9月9日

請求人 坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員	村 田 恭 輔
同	奥 宮 京 子
同	菅 原 進
同	宮 原 春 夫

川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年7月14日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を市長及び教育委員会に通知したので、その内容を別紙のとおり通知します。

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

2014年（平成26年）7月14日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3号
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

まえがき

特命随意契約締結の妥当性について、2013年（平成25年）12月20日付け川崎市職員措置請求書を提出いたしました。【事実証明書一甲】

また、平成26年1月9日付け川崎市職員措置請求書補正書も追加して提出いたしました。【事実証明書一乙】

しかしながら、平成26年1月17日付け25川監第959号川崎市職員措置請求について（通知）により、川崎市監査委員は、事実証明書一甲及び事実証明書一乙においては、その違法、不当であるのか等を個別的、具体的な事情に即して主張しておらず、これらが違法又は不当であることを証する個別具体的な事実証明書も提出していないとし、法第242条の要件を欠き、不適法であると判断し、請求人が提出した事実証明書一甲及び事実証明書一乙の川崎市職員措置請求書及び同補正書を却下しました。【事実証明書一丙】

そこで、改めて、違法、不当である個別的、具体的な新たな証明をもって、ここに川崎市職員措置請求書を提出いたします。

1 請求の要旨

川崎市監査委員が、契約行為に関わる川崎市職員に対し、次に掲げる6件の特命随意契約案件について、次年度以降も特命随意契約を締結することは違法もしくは不当であるので、1者随契と言われる、いわゆる特命随意契約を締結する場合は、真に特命随意契約に該当するか否かの判断を厳格に行い、安易に特命随意契約方法を適用せず、より競争性のある契約方法を適用するよう勧告することを求めます。

2 請求の趣旨の対象とする特命随意契約案件

- (1) 平成25年度契約で指摘した事実証明書9に掲げた28件の特命随意契約中で、平成26年度においても継続して特命随意契約を適用し、その特命随意契約適用理由（以下「特命理由」という。）の判断が厳格になされていないと思われる4件の特命随意契約案件です。【事実証明書32】
- (2) 平成25年度の契約データには表示されていなかったため事実証明書9に含めることができなかったものの、平成26年度契約データには表示されていたことから、今回、改めて追加対象とする2件の特命随意契約案件です。当該2件の特命随意契約案件も、事実証明書32と同様にその特命理由の判断が厳格になされていないと思われる2件の特命随意契約案件です。【事実証明書33】

3 請求の趣旨の具体的な理由

- (1) 請求人は、事実証明書一甲における事実証明書9の28件の契約について、各契約所属へ具体的な特命理由を面談や電話で確認しました。そして、その特命理由を確認した際に、なぜ確認しているかという説明に併せて、特命随意契約は、例外的な契約方法であって、川崎市における機械警備委託契約の多くが競争性のある契約方法を採用していることなども説明しました。

その結果、平成26年度の契約においては、28件の契約中、各所属自らが特命随意契約適用の妥当性を改めて見直した結果、11件の契約が、競争性のある契約方法に変更しました。

そして、その競争性のある契約方法に変更された11件の平成25年度の特命理由を一覧表にまとめ、併せて、それらの平成25年度の決裁した回議書及び平成26年度に競争性のある契約方法に変更し決裁を受けた回議書も添付いたしました。【事実証明書34】

- (2) 上記の11件の特命随意契約案件が、平成26年度契約において競争性のある契約方法に変更されたということは、その11件については、特命随意契約ではなく、地方自治体契約の原理原則の競争性のある契約方法にすべきであったことが証明され、事実証明書34に記載の特命理由は、特命としなければならなかった理由としては、その妥当性が無かったことが判明したものであります。
- (3) そのことから、今回請求の対象とする事実証明書32及び事実証明書33の6件の特命随意契約案件についても、上記11件と同様に、競争性のある契約方法に変更することが可能ではないのかを個別的、具体的に検証した結果、上記11件の特命理由と同様の特命理由を適用し、特命随意契約を締結していたこと

が判明いたしました。

したがって、以下の個別的、具体的な検証をもって、それを証明し、監査請求するものであります。

4 検証その1

平成26年度に競争性のある契約方法に変更した11件について、その平成25年度に特命随意契約を適用した特命理由を列挙します。

(1) 北部地域療育センター

本件選定業者は平成3年の本センター開設時から警備・警報設備を設置しており、営業所（新百合ヶ丘）も至近距離にあること、緊急時の迅速な対応が可能であることから、引き続き継続して契約することが有利であり、かつ効率的であるため。

(2) 動物愛護センター

本施設の警備設備機器の設置業者であり、総合警備保障株式会社川崎支社でないと、本施設の機械警備を行う事ができないため。

(3) めいぼう

本委託業務は建物の機械警備であり、既に建物に当該業者の警備機器が設置され当該業者のコントロール室に接続されています。従いまして本業務を当該業者と随意契約を行う事により、経費の節減になります。なお、当該業者は本業務に精通しており実績もあります

(4) わーくす大島及びわーくす中原

わーくす大島及びわーくす中原の施設警備委託業務については、機械警備システムによる警備を前提としております。このため、現在の受託会社以外の会社が受託する場合には、既に設置されている機械を取り外し新たな機械を設置する必要があり、現在の受託会社に比べ委託業務以外の初期費用がかかるなど一般的な競争が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とします。

(5) 地域福祉施設ちどりの夜間警備

当該業者は、本施設の警備システムの設置業者であり、技術・サービスともに信頼のおける業者であるため

(6) 川崎港廃油処理場

現在、廃油処理場の機械警備に必要な制御機器、器具はセコム株式会社所有のものが場内各所に設置されており、他社との契約となった場合は、現在取り付けている機器等の撤去をし、新たに他社の機器を設置しなければならず費用が増加

するため、現行の請負業者であるセコム株式会社と特命随意契約を行うものです。

(7) 東扇島西公園及び東公園駐車場機器管理等業務

現在、西公園及び東公園駐車場に設置している駐車場管理装置（リース）は、アマノ株式会社の製品であり、アマノマネジメントサービス株式会社は、アマノ株式会社が扱うパーキング事業関連機器の保守管理を請け負っています。機器に精通し、遠隔操作による料金表示やトラブル対応などの業務を円滑かつ確実に行うことができることから、本件業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、アマノマネジメントサービス株式会社との随意契約とします。

(8) 幸区日吉合同庁舎

当庁舎は勤務体制の異なる職場の複合施設となっており、警備体制も各階をブロック別に分け、それを組み合わせた複雑な仕様になっている。現在、庁舎の夜間・休日等の警備は、セコム株式会社が庁舎の付帯設備として、防犯センサー等を設置しており、他の施設設備とも密接に連動している。機器の配線等の自然消耗については、無償交換に応じるため、別途料金は不要である。新規に別の警備会社の機械を設置すれば通常の警備費用の他に100万円以上の高額な工事費用がかかり、厳しい市財政の現状から経費削減の主旨に反し、設置費用・時間ともに不経済である。よって、現行の上記会社と随意契約とする。

(9) 宮前市民館菅生分館

宮前市民館菅生分館の警備設備は当該業者が設置したものであり、当該業者との間に異常時の連絡回線がつながっているため、引き続き当該業者と委託契約を結ぶことで、迅速な対応が可能であり、かつ経済的にも安価に抑えることができる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約にて執行するものである。

(10) 高津図書館

昭和59年度より中原・高津図書館の機械警備を実施しており、川崎市内において実績がある他、契約相手先の事務所も本施設に近く、異常事態発生時にも迅速な対応が可能で、この間に誠実に業務を執行してきた。また、設置してある警報設備機器類も継続して使用できるため、新規に設置する場合よりも時価に対して著しく有利な価格で契約できる見込みがある。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づく随意契約を行う。

(11) 麻生図書館柿生分館

柿生分館は柿生小学校校舎内に設置されているので、分館の警備が円滑かつ効果的に行われるためには柿生小学校と同一業者によることが必要である。柿生小

学校は総合警備保障株式会社に警備を委託しているもので、柿生分館も総合警備保障株式会社に委託するものである。

5 検証その2

次に、今回請求の対象であります6件の特命理由を列挙します。

(1) 公文書館

本契約選定業者であるセコム株式会社は、昭和59年の開館時から警備・警報設備を設置しており、支社も至近距離にあること、緊急時の迅速な対応が可能なことから、引き続き継続して契約することが有利であり、効率的であるため。

【平成26年度も同一理由】

(2) 御幸老人いこいの家

合築施設である御幸日中活動センターにおいて同社に委託しており、業務内容上、同一の業者に委託することが必要であるため。【平成26年度も同一理由】

(3) 看護短期大学

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく川崎市契約規則第24条の2第6号（随意契約によることができるときの限度額）に定める額の範囲内の契約であるため。また、契約予定者は本学機械警備の導入業者であり、既に敷設されている機械警備システムを利用することで、新たに敷設するよりも大幅に経費を軽減でき、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に規定する「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」に該当するため。【平成26年度も同一理由】

(4) ゆうゆう広場たかつ

当該業務履行場所である「ゆうゆう広場たかつ」は、平成24年5月1日に川崎市内6番目のゆうゆう広場として、高津小学校敷地（高津区溝口4-19-2）に設置されました。施設概要としましては、不登校児童生徒の居場所であり、学校復帰・社会復帰を目指した相談、学習、体験活動を実施しております。施設は、保育所（指定管理施設（施設名：みぞのくち保育園））との2階建ての合築施設となっております。そのため、小学校及び保育園と一体となった機械警備をとることが、管理上、最も安全かつ合理的な体制であり、さらに一体管理による費用負担の軽減にもつながります。従いまして、高津小学校及びみぞのくち保育園の機械警備業務を受託している当該業者が最適であることから特命随意契約となっております。【平成26年度もほぼ同一の理由】

(5) 計量検査所

当所は当該事業者の管理機材を使用しており、警備に係る経費のみで委託する

ことが可能なため。（他社へ警備委託を行うには警備に必要な管理機材を新規に購入する必要が生じる）

(6) 選手宿舎

選手宿舎の機械警備のための警備用機器は、すでに住宅供給公社の小向会館建設時に設置されている。したがって改めて取り付けるより安価な契約となる。また、長時間かつ豊富な警備経験により、その信頼性も高いことから指名競争入札に適さず、この業者に特定される。

6 検証その3

1 1 件の競争性のある契約方法に変更した特命理由を次の通り整理します。

- 開設時から警備・警報設備を設置しており
- 営業所（新百合ヶ丘）も至近距離
- 緊急時の迅速な対応が可能
- 引き続き継続して契約することが有利であり、かつ効率的であるため
- 設置業者であり、
- 既に建物に当該業者の警備機器が設置され
- 本業務を当該業者と随意契約を行う事により、経費の節減になります
- 本業務に精通しており、
- 実績もあります
- 現在の受託会社以外の会社が受託する場合には、既に設置されている機械を取り外し新たな機械を設置する必要があり、現在の受託会社に比べ委託業務以外の初期費用がかかるなど一般的な競争が困難であること
- 設置業者であり
- 技術・サービスともに信頼のおける業者
- 他社との契約となった場合は、現在取り付けている機器等の撤去をし、新たに他社の機器を設置しなければならず費用が増加するため
- 機器に精通し
- 業務を円滑かつ確実に行うことができること
- 付帯設備として、防犯センサー等を設置しており、他の施設設備とも密接に連動している
- 新規に別の警備会社の機械を設置すれば通常警備費用の他に100万円以上の高額な工事費用がかかり
- 当該業者が設置した
- 当該業者との間に異常時の連絡回線がつながっている

- 迅速な対応が可能
- 経済的にも安価に抑えることができる
- 昭和59年度より中原・高津図書館の機械警備を実施しており
- 実績がある
- 契約相手先の事務所も本施設に近く
- 迅速な対応が可能
- 誠実に業務を執行してきた
- 設置してある警報設備機器類も継続して使用できるため、新規に設置する場合よりも時価に対して著しく有利な価格で契約できる見込みがある
- 柿生小学校校舎内に設置されているので、分館の警備が円滑かつ効果的に行われるためには柿生小学校と同一業者によることが必要である

7 検証その4

次に、今回請求対象の6件の特命理由を次の通り整理します。

△昭和59年の開館時から警備・警報設備を設置しており

△支社も至近距離にある

△緊急時の迅速な対応が可能なこと

△引き続き継続して契約することが有利であり、効率的である

△合築施設である

△業務内容上、同一の業者に委託することが必要である

△本学機械警備の導入業者であり

△既に敷設されている機械警備システムを利用することで、新たに敷設するよりも大幅に経費を軽減でき

△「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」に該当するため

△高津小学校敷地（高津区溝口4-19-2）に設置され

△合築施設

△小学校及び保育園と一体となった機械警備をとることが、管理上、最も安全かつ合理的な体制

△一体管理による費用負担の軽減にもつながります

△当該事業者の管理機材を使用しており、警備に係る経費のみで委託することが可能なため

△他社へ警備委託を行うには警備に必要な管理機材を新規に購入する必要がある

- △警備用機器は、すでに住宅供給公社の小向会館建設時に設置されている
- △改めて取り付けるより安価な契約となる
- △豊富な警備経験
- △信頼性も高い

8 検証その5

前記6及び7の各特命理由を同類の意味ごとに整理してみました。

なお、「●」は、平成26年度から競争性のある契約方法に変更した結果、特命理由に妥当性がないことが判明した11件における平成25年度の特命理由であります。

また、「△」は、平成26年度においても継続して特命随意契約を締結した6件の特命理由です。

(1) 既に当該業者が機械警備設備機器を設置していることを理由としたもの

- 開設時から警備・警報設備を設置しており
- 設置業者であり、
- 既に建物に当該業者の警備機器が設置され
- 設置業者であり
- 付帯設備として、防犯センサー等を設置しており、他の施設設備とも密接に連動している
- 当該業者が設置した
- 当該業者との間に異常時の連絡回線がつながっている
- 昭和59年度より中原・高津図書館の機械警備を実施しており

△昭和59年の開館時から警備・警報設備を設置しており

△本学機械警備の導入業者であり

△警備用機器は、すでに住宅供給公社の小向会館建設時に設置されている

(2) 警備業者の事務所が近くにあることを理由としたもの

- 営業所（新百合ヶ丘）も至近距離
- 契約相手先の事務所も本施設に近く

△支社も至近距離にある

(3) 迅速な対応が可能であることを理由としたもの

- 緊急時の迅速な対応が可能
- 迅速な対応が可能
- 迅速な対応が可能

△緊急時の迅速な対応が可能なこと

(4) 経費が効率的になることを理由としたもの

- 引き続き継続して契約することが有利であり、かつ効率的であるため
- 本業務を当該業者と随意契約を行うことにより、経費の節減になります
- 現在の受託会社以外の会社が受託する場合には、既に設置されている機械を取り外し新たな機械を設置する必要があり、現在の受託会社に比べ委託業務以外の初期費用がかかるなど一般的な競争が困難であること
- 他社との契約となった場合は、現在取り付けている機器等の撤去をし、新たに他社の機器を設置しなければならず費用が増加するため
- 新規に別の警備会社の機械を設置すれば通常警備費用の他に100万円以上の高額な工事費用がかかり
- 経済的にも安価に抑えることができる
- 設置してある警報設備機器類も継続して使用できるため、新規に設置する場合よりも時価に対して著しく有利な価格で契約できる見込みがある

△引き続き継続して契約することが有利であり、効率的である

△既に敷設されている機械警備システムを利用することで、新たに敷設するよりも大幅に経費を軽減できる

△「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」に該当するため

△一体管理による費用負担の軽減にもつながります

△当該事業者の管理機材を使用しており、警備に係る経費のみで委託することが可能なため

△他社へ警備委託を行うには警備に必要な管理機材を新規に購入する必要が生じる

△改めて取り付けるより安価な契約となる

(5) 業務内容を理解していることを理由としたもの

- 本業務に精通しており
- 実績もあります
- 技術・サービスともに信頼のおける業者
- 機器に精通し
- 業務を円滑かつ確実に行う事が出来ること
- 実績がある
- 誠実に業務を執行してきた

△豊富な警備経験

△信頼性も高い

(6) 同一敷地、同一建物もしくは同一業務であることを理由としたもの

- 柿生小学校校舎内に設置されているので、分館の警備が円滑かつ効果的に行われるためには柿生小学校と同一業者によることが必要である

△合築施設である

△業務内容上、同一の業者に委託することが必要である

△高津小学校敷地（高津区溝口4-19-2）に設置され

△合築施設

△小学校及び保育園と一体となった機械警備をとることが、管理上、最も安全かつ合理的な体制

9 今回請求対象の6件の特命理由が、特命理由としては妥当性がないことを、前記4から8の検証その1から検証その5を踏まえて、次のとおり、個別的、具体的に証明いたします。

(1) 公文書館

本契約選定業者であるセコム株式会社は、昭和59年の開館時から警備・警報設備を設置しており、支社も至近距離にあること、緊急時の迅速な対応が可能なことから、引き続き継続して契約することが有利であり、効率的であるため。

【平成26年度も同一理由】

本件公文書館の上記の特命理由であります「開設時から設置している」とか「至近距離」とか「緊急時の迅速な対応が可能」との理由は、競争性のある契約方法に変更した案件の事実証明書34の理由と比較した場合、「北部地域療育センター」及び「高津図書館」の特命理由とほとんど同様の理由であります。

また、機械警備業務が可能な業者として、数多くの業者が業務委託有資格者業者名簿に登録されています。それらの業者と本案件の契約業者と「至近距離」とか「緊急時の迅速な対応が可能」について、どのように比較し、どのような点が「有利」なのか、また、どのような点が「効率的」なのか、具体的な説明がなされておらず、特命理由としては、妥当性はありません。

さらに、機械警備の「緊急時の迅速な対応が可能」については、神奈川県公安委員会が定める規則「機械警備業者の即応体制の基準等に関する規則」の第2条において、川崎市内の場合「基地局において、盗難等の事故発生受信から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるようにしなければならない。」との規定があり、機械警備における「緊急時の迅速な対応」という基準は、「25分以内」と定められています。

つまり、この25分以内という基準に合致した業者がいる場合は、それらの業者すべてが契約可能業者となります。既に、競争性のある契約方法を採用している多くの機械警備委託案件においては、一般競争入札、指名競争入札及び見積もり合わせのどの契約方法においても、この「25分以内」の基準に基づいて、業者選定をしております。【事実証明書35】

したがって、本件公文書館の特命理由は、競争性のある契約方法に変更した「北部地域療育センター」及び「高津図書館」の特命理由とほとんど同様であること、「至近距離」とか「緊急時の迅速な対応が可能」という理由に具体的な有利性、効率性が明確になっていないこと、併せて、公安委員会が定める規則で「25分以内」という具体的な一定の基準が定められていることからすると、「至近距離」とか「緊急時の迅速な対応が可能」という具体性に欠ける理由を特命理由とすることは、その特命理由に妥当性はありません。

以上、個別的、具体的な証明により、本件公文書館の特命理由に妥当性はありません。

(2) 御幸老人いこいの家

合築施設である御幸日中活動センターにおいて同社に委託しており、業務内容

上、同一の業者に委託することが必要であるため。【平成26年度も同一理由】

合築施設である御幸日中活動センターが契約しているからと言って、当然のごとく、当該業者と特命随意契約が締結できる特命理由にはなりません。

合築施設であるが故に特命とならざるを得ない理由が必要です。

その理由の有無を確認するため、御幸日中活動センターを担当している健康福祉局障害保健福祉部障害計画課に電話で状況を確認いたしました。

そうしたところ、御幸日中活動センターの指定管理者を募集する際の条件として、次の項目が記載されているとのことです。

それは、御幸日中活動センターは、御幸老人いこいの家との合築施設であり、入口、エレベーター、ロビー等の共有部分もあることから、「機械警備については、御幸日中活動センターが2階の老人いこいの家も含む合築建物全体の契約主体となること。そして、御幸老人いこいの家の機械警備費用については、面積按分により、御幸老人いこいの家に負担を求める。」との条項があるとのことです。

しかしながら、現実の契約行為は、「御幸日中活動センター」及び「御幸老人いこいの家」の両方ともに、警備会社と個別契約を締結している状況です。

本件の共有部分がある合築建築物の状況を勘案した場合、指定管理者の募集条件としたように一つの契約主体が主導権をもって契約行為を行い、他の一方は、面積按分による費用負担形式がもっとも適切な契約方法であることには間違いのないものと思われます。

したがって、電話確認の状況が事実であるという前提において整理いたしますと、まず、現在、それぞれが別箇に契約を締結していることそのものが、指定管理者契約条項違反に該当するのではないかと。

また、御幸日中活動センターは、特命随意契約を締結する特段の特命理由が存在するとは考えられないのでありますが、何故か、御幸日中活動センターの機械警備の契約は、競争性のある契約方法を採用せずに、特命随意契約（御幸日中活動センターの指定管理団体の担当者の説明により判明）による契約を締結しているとのこと。

この特命理由が不明な契約による受託業者に、御幸老人いこいの家の契約が引きずられていることは、大変問題があると思われます。

それでも、指定管理者の管理運営権は、明確な特命理由が存在せずに特命随意契約の締結を許し、より効率的な管理運営の必要性を求めているとするのであれば、機械警備委託については、現行方式とは逆に、御幸老人いこいの家が競争性のある契約方法をもって警備業者を決定し、御幸日中活動センターは、面積按

分による費用負担とすれば、川崎市としての税金のより効率的な執行に繋がるものであります。

したがって、御幸日中活動センターが、指定管理者募集条件に沿って、また経費をより節減させるため、合築建物という理由から、御幸老人いこいの家も含めた一括面積をもって、競争性のある契約方法により、契約締結するのであればよいが、現実に行われているように、御幸老人いこいの家が、地方自治法施行令の規定からは許されない特命随意契約をした御幸日中活動センターの受託業者と特命随意契約を締結することは、その過程を詳細に検証した場合、その特命理由に妥当性はありません。

なお、「業務内容上、同一の業者に委託することが必要であるため。」としておりますが、正しくは「業務内容上」ではなく、「合築建物の構造上」とすべきであります。

また、健康福祉局及び御幸日中活動センターの担当者の話は正しいと思われませんが、間違った情報に基づく監査請求は許されないことから、現在、公文書開示請求中であり、当該文書が開示されしだい、必要に応じて事実証明書として提出いたします。

(3) 看護短期大学

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく川崎市契約規則第24条の2第6号（随意契約によることができる場合の限度額）に定める範囲内の契約であるため。また、契約予定者は本学機械警備の導入業者であり、既に敷設されている機械警備システムを利用することで、新たに敷設するよりも大幅に経費を軽減でき、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に規定する「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」に該当するため。【平成26年度も同一理由】

本件看護短大の上記の特命理由であります「既存システムを利用することで、新たに敷設するよりも大幅に経費を軽減できること」または「そのことは、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる」との理由は、競争性のある契約方法に変更した案件の事実証明書34の理由と比較した場合、「めいぼう」「わーくす大島及びわーくす中原」「川崎港廃油処理場」「幸区日吉合同庁舎」「宮前市民館菅生分館」及び「高津図書館」の特命理由とほとんど同様の理由であります。

また、「導入業者であること」は、特命理由として、まったくの論外と言わざ

るを得ません。この理由が許されれば、国及び全国の自治体の機械警備委託は、新規導入の入札に際しては、1円入札のオンパレードになり、1円入札業者同士の運任せのくじ引きとなります。その受託に成功した業者は、次年度から、高額な見積もりによる特命随意契約により、税金の効率的な執行に繋がることはできなくなります。

したがって、「導入業者であること」や「既存システムを利用することで、新たに敷設するよりも大幅に経費を軽減できること」または「そのことは、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる」との特命理由は、どのような試算で大幅に経費を軽減できるとしているのか、また時価に比してどの時価とはいくらぐらいを想定したものなのか、まったく具体性に欠ける特命理由であり、それらの特命理由に妥当性はありません。

以上、個別的、具体的な証明により、本件看護短期大学の特命理由に妥当性はありません。

(4) ゆうゆう広場たかつ

当該業務履行場所である「ゆうゆう広場たかつ」は、平成24年5月1日に川崎市内6番目のゆうゆう広場として、高津小学校敷地（高津区溝口4-19-2）に設置されました。施設概要としましては、不登校児童生徒の居場所であり、学校復帰・社会復帰を目指した相談、学習、体験活動を実施しております。施設は、保育所（指定管理施設（施設名：みぞのくち保育園））との2階建ての合築施設となっております。そのため、小学校及び保育園と一体となった機械警備をとることが、管理上、最も安全かつ合理的な体制であり、さらに一体管理による費用負担の軽減にもつながります。従いまして、高津小学校及びみぞのくち保育園の機械警備業務を受託している当該業者が最適であることから、特命随意契約となっております。【平成26年度もほぼ同一の理由】

本件ゆうゆう広場たかつの上記の特命理由では、「高津小学校の敷地に設置されていること」「みぞのくち保育園との合築であること」「小学校及び保育園と一体となった機械警備をとることが、管理上、最も安全かつ合理的な体制であること」「その一体管理によることで費用負担の軽減につながっている」としています。

高津小学校の敷地にあるということを特命理由としていますが、単に、ある一定の敷地内にあるという立地条件では、他の業者では履行できないとする特命理由とはなりません。

なぜならば、敷地の関係が特命理由となる具体的な理由が明確になっていません。

高津小学校という括りをさらに広げ一番大きい敷地の川崎市内という条件にすれば、川崎市内の川崎市役所が関係するすべての機械警備が、1社の特命随意契約となってしまいます。

小学校の機械警備を所管している教育委員会の教育環境整備推進室によりますと、小学校の受託業者と同一業者にする必要はないという見解でありました。

次に、「みぞのくち保育園」と合築であることから、当該保育園と同一の受託業者と契約するという特命理由については、合築施設ではあるものの、保育園とゆうゆう広場とは共有部分は全くなく、1階と2階に完全に分離されており、入口も2階は外階段から入る構造になっているとのことでした。また、保育園側も、どうしても同一業者でなければならないという理由は、存在しないとのことでした。

さらに、「小学校及び保育園と一体となった機械警備をとることが、管理上、最も安全かつ合理的な体制であること」や「さらに一体管理による費用負担の軽減にもつながる」としています。

この理由は、一面もっともではありますが、実際の契約は、小学校、保育園、広場、3者それぞれの契約は、一括契約ではなく、3つの別契約となっております。

管理上、最も安全かつ合理的な体制で、さらに一体管理による費用負担の軽減にも繋がるとするのであれば、構造物として一番大きい高津小学校が主導権をもって、小学校、保育園、広場の3つの契約を一括して契約すべきであります。

以上、個別的、具体的な証明により、本件ゆうゆう広場たかつの特命理由に妥当性はありません。

(5) 計量検査所

当所は当該事業者の管理機材を使用しており、警備に係る経費のみで委託することが可能なため。（他社へ警備委託を行うには警備に必要な管理機材を新規に購入する必要がある）

本件計量検査所の上記の特命理由では、「警備に係る経費のみで委託が可能であり、他社へ警備委託を行うには警備に必要な管理機材を新規に購入する必要がある」とあります。

それでは、その理由を競争性のある契約方法に変更した案件の事実証明書34の理由と比較した場合、「めいぼう」「わーくす大島及びわーくす中原」

「川崎港廃油処理場」「幸区日吉合同庁舎」「宮前市民館菅生分館」及び「高津図書館」の特命理由とほとんど同様の理由であります。

同様の理由で競争性のある契約に変更した機械警備委託の場合、実際に「警備に必要な管理機材を新規に購入する必要がある」という事実があるのでしょうか。

過去に、多くの所属による機械警備委託において特命随意契約が行われていたものの、順次、競争性のある契約方法に変更してきた事実があります。

契約業者を変更するたびに、「管理機材を新規に購入する必要がある」とすれば、どこの所属のどの警備委託において、管理機材を新規に購入した事実があるのか、明白にすべきと思われます。

以上、個別的、具体的な証明により、本件計量検査所の特命理由に妥当性はありません。

(6) 選手宿舎

選手宿舎の機械警備のための警備用機器は、すでに住宅供給公社の小向会館建設時に設置されている。したがって改めて取り付けるより安価な契約となる。また、長時間かつ豊富な警備経験により、その信頼性も高いことから指名競争入札に適さず、この業者に特定される。

本件選手宿舎の機械警備の特命理由は、「改めて取り付けるより安価な契約となる。」や「豊富な経験」「信頼性も高い」などを挙げています。

それでは、その理由の「改めて取り付けるより安価な契約となる。」について、競争性のある契約方法に変更した案件の事実証明書34の理由と比較した場合、「めいぼう」「わーくす大島及びわーくす中原」「川崎港廃油処理場」「幸区日吉合同庁舎」「宮前市民館菅生分館」及び「高津図書館」の特命理由とほとんど同様の理由であります。

また、「安価になる」ということは、どのような比較衡量を経て、「安価になる」と判断したのでしょうか。

特命の理由とするのであれば、その比較衡量した結果を具体的に示す必要があると思います。

以上、個別的、具体的な証明により、本件選手宿舎の特命理由に妥当性はありません。

10 今回請求の6件の特命随意契約における特命理由の妥当性のまとめ

上記4～9において、前記2の今回請求の6件の特命随意契約案件の特命理由の妥当性を個別的、具体的に検証してきました。

その結果、6件すべて（御幸老人いこいの家も電話で確認した内容が事実だとして）が、競争性のある契約方法に変更した前年度の特命理由と同様な理由の特命理由としており、また、他の業者では履行不可能な具体的な理由も明示されていないことから、6件の契約については、他の業者でも履行可能なことが明白であり、特命とした理由に妥当性はないものと判断しました。

したがって、一見、他の業者では履行不可能と思えるような理由の特命理由としたものの、よくよく検証した場合、川崎市の実例や他都市の監査結果などからも、実態としては特命理由としては妥当性が無いことが明白となっており、当該6件の特命随意契約について、違法もしくは不当と言わざるを得ません。

11 競争性のある契約方法の経費節減効果

前記の11件や6件の特命随意契約の特命理由に、特命随意契約を継続した方が経費を節減できる、という理由付けがありました。

しかしながら、事実証明書一甲において、競争性のある契約方法の方が経費を節減できることを、いくつもの実例を挙げて証明しているところではありますが、前記の11件においても、競争性のある契約方法の方が、明らかに、経費の節減に繋がることを次の通り証明いたします。

まず、平成26年度において競争性のある契約方法に変更したその11件の契約金額について、平成25年度の特命随意契約における契約金額と比較してみました。

そうしたところ、11件の契約中、9件の契約において、契約金額の節減が明確になりました。その節減された金額は、4,131,456円にもなりました。

また、その効率化された割合としては、9件の平成25年度特命随意契約金額全体の約3分の1に相当する34.49パーセントの経費の節減率が実現されました。

【事実証明書36】

12 損害の程度

前記11において、特命随意契約から競争性のある契約方法に変更した場合、34.49パーセントの契約金額の節減が図られた事実があります。

したがって、今回請求対象の6件について、平成27年度契約においては競争性のある契約方法に変更した場合、平成26年度契約の金額の34.49パーセントに相当する金額が節減できるものと試算できます。

具体的には、各平成26年度の契約金額が、公文書館が393,984円、御幸老人い

こいの家が362,880円、看護短期大学が168,480円、ゆうゆう広場たかつが324,000円、計量検査所が361,584円、選手宿舎が633,096円となっており、その合計金額は、2,244,024円であります。

2,244,024円の34.49パーセント相当金額は、773,963円となりました。

したがって、違法もしくは不当な契約行為によって発生する損害に相当する金額は、773,963円であります。【事実証明書36-2】

13 競争性のある契約方法に併せて長期継続契約を適用した場合の経費節減実例

教育委員会における学校の機械警備委託契約においては、平成18年度以降の契約データを契約方法別等に整理した結果、次の通りとなりました。【事実証明書37】

平成18年度契約

- ・平成18年度の一般競争入札に長期継続契約を併用した契約が、1件1校方式で、29件29校。
- ・平成18年度の特命随意契約が、1件複数校方式を主として、5件145校。

平成19年度契約

- ・平成19年度の一般競争入札に長期継続契約を併用した契約が、1件1校方式で、28件28校。
- ・平成19年度の特命随意契約が、1件複数校方式を主として、6件118校。
- ・平成19年度の見積もり合わせ契約が、1件1校方式で、1件1校。

平成20年度契約

- ・平成20年度の一般競争入札に長期継続契約を併用した契約が、1件1校方式で、38件38校。
- ・平成20年度の特命随意契約が、1件複数校方式を主として、3件79校。
- ・平成20年度の見積もり合わせ契約が、1件1校方式で、1件1校。

平成21年度契約

- ・平成21年度の一般競争入札に長期継続契約を併用した契約が、1件1校方式で、36件36校。
- ・平成21年度の特命随意契約が、1件複数校方式を主として、5件42校。

- ・平成21年度の見積もり合わせ契約が、1件1校方式で、1件1校。

平成22年度契約

- ・平成22年度の一般競争入札に長期継続契約を併用した契約が、1件1校方式で、35件35校。
- ・平成22年度の特命随意契約が、1件1校方式で、6件6校。

平成23年度契約

- ・平成23年度の一般競争入札、長期継続契約併用、各区別の1件複数校方式が、7件29校。
- ・平成23年度の一般競争入札、単年度契約で、1件1校方式が、1件1校。
- ・平成23年度の特命随意契約が、1件1校方式で、3件3校。

平成24年度契約

- ・平成24年度の一般競争入札、長期継続契約併用、各区別の1件複数校方式が、7件25校。
- ・平成24年度の一般競争入札、長期継続契約併用で、1件1校方式が、1件1校。
- ・平成24年度の特命随意契約が、1件1校方式で、2件2校。
- ・平成24年度の見積もり合わせ契約が、1件1校方式で、2件2校。

平成25年度契約

- ・平成25年度の一般競争入札、長期継続契約併用、各区別の1件複数校方式が、7件36校。
- ・平成25年度の一般競争入札、長期継続契約併用で、1件1校方式が、1件1校。
- ・平成25年度の特命随意契約が、1件1校方式で、3件3校。
- ・平成25年度の見積もり合わせ契約が、1件1校方式で、1件1校。

平成26年度契約

- ・平成26年度の一般競争入札、長期継続契約併用、各区別の1件複数校方式が、7件38校。

以上の整理したデータを、さらに分析してみました。

【事実証明書38, 38-2, 38-3】

そして、事実証明書37及び事実証明書38, 38-2, 38-3の各要素をグラフにしてみました。

- ・契約方法別の契約学校数の推移【事実証明書39】
- ・1校当たりの契約金額の推移【事実証明書40】
- ・契約件数の推移【事実証明書41】

まず、事実証明書39のグラフからは、教育委員会は、順次、特命随意契約を年々逡減させ、平成26年度においては、ゼロとし、各7区ごとに数校まとめ、一般競争入札に長期継続契約を併用した契約方法を確立し、年度の各契約学校数も、ほぼ均等化されてきています。

次に、事実証明書40のグラフからは、特命随意契約で契約した場合、他の契約方法に比べ、かなり高額な契約金額となっていたことが明確になり、また一般競争入札に長期継続契約を併用した場合でも、1件1校単位の契約方法より、複数校をまとめ1件数校単位の契約方法を採用した方が、より契約金額が節減できたことが明確となっています。

さらに、事実証明書41のグラフからは、契約件数の推移を捕えたものでありますが、平成23年度から、1件の契約を各7区別にまとめた契約方法を主として行ってきたことから、契約件数の激減が明確になっています。

以上の教育委員会における機械警備委託契約の推移を見た場合、特命随意契約を一般競争入札に徐々に変更し、契約学校数を複数校まとめ、そのまとめる単位を各7区別にした結果、契約金額の節減が図れ、契約件数の激減からは事務の効率化も図られました。

このように、契約事務に関して、工夫に工夫を重ね、計画的に努力した結果、まさに行財政改革が図られた典型的な例であり、公務員の鏡とすら言えるものであります。

是非、他の職場でも見習ってもらいたいと思います。

なお、長期継続契約に関しては、平成25年3月に神奈川県監査委員による「長期継続契約制度の委託契約における運用状況」という行政監査報告書がありますので、参考までに添付いたします。【事実証明書42】

その7ページに「ア 経済性の向上が図られたか」の項において、「全ての契約で契約金額が低下しており、経済性の向上が認められた。」との調査結果となっており、具体的には、「契約金額が約20%～60%（平均29.4%）、合計で2億9千万円強低下した。」としています。

したがって、教育委員会及び神奈川県の記事から明確に判明したように、長期継続契約の採用の経済的効果は明確であることから、長期継続契約を採用しない契約を違法・不当と明確に判断できなくとも、神奈川県同様に長期継続契約に特化した行政監査により、全庁的な行財政改革に繋げられることを望みます。

また、教育委員会による各7区ごとにまとめた契約とすることで、1校当たりの契約金額の節減が実現できた事実から、教育委員会を除き全庁的に現在行われている1施設単位の契約方式を、特定業者の寡占化を防ぐまとめ方法を検討しつつ、まず、所属単位、部単位、局単位等でまとめ、長期継続契約と併せて、全庁的に行財政改革に寄与する工夫を重ねられることを望みます。

14 特命随意契約を対象とした監査結果がありますので、その全文を提出いたします。

・平成16年度の東京都の監査結果。

「平成17年2月15日付け平成16年度行政監査報告書」において、特命随意契約をテーマとした行政監査結果が公表されています。

その6ページの「3 監査の観点」で、積算及び特命理由の観点では、「(2) 特命随意契約の特命理由について、①特命随意契約の制度本来の趣旨に沿って適切に運用されているか、②妥当性を判断するに足りる適切な特命理由となっているか、③他の業者でもできる業務内容となっていないか、④社会情勢の変化等に伴って特命契約の見直しは適切になされているか、など特命随意契約の特命理由について主として合規性、経済性、有効性の面から検証する、との前提における監査を行った結果、その21ページから30ページにおいて具体的な特命随意契約の随契理由の妥当性について指摘しています。

機械警備の実例(22ページ)では、「特命随意契約は、他に契約しうる相手がない場合などに行う例外的な契約方法であり、他の業者が競争に参入できる可能性や現在の契約の経済性について検証しないままに特命随意契約を継続していることは適切でない」、として見直しを指摘しています。

その21ページから30ページにおける特命随意契約の随契理由の妥当性について、一覧表にまとめました。【事実証明書43】

・平成18年度の川崎市の監査結果。

「平成18年5月10日付け18川監公第8号による監査結果について(公表)」において、随意契約をテーマとした行政監査結果が公表されている。

その16ページによれば、「(1) 競争性の導入について」の監査結果では、「随意契約によることができるのは、自治令第167条の2第1項各号に該当する

場合に限定される。随意契約は、業者の選定や契約金額の決定における経過が不透明になりがちなこと、また不経済になりがちなことにかんがみ、その適用に当たっては、自治令の各号の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うことが求められる。

「9 調査結果に基づく随意契約の状況」（4）で述べたように、随意契約全体の約9割が、要件を一見して明確でなく判断に主観的要素が入りやすい第2号の「その性質、又は目的が競争入札に適していないもの」を根拠としていたが、可能な限り競争性を取り入れた契約手法を導入すべきである。」と検討、又は改善措置を要する事項が見受けられた、としています。

その具体的な事例としては、同監査結果の16ページから18ページに記載されていますが、「ア 設備の保守点検業務委託において競争性の導入を検討すべきもの」として、庁舎等のエレベーター設備の保守点検業務は、設備の熟知及び部品調達の支障等を理由にメーカー系のメンテナンス業者との特命随意契約を締結しているものの、メーカー系以外にも業者があり、部品の供給も社会環境の変化がみられることなどから、メーカー系メンテナンス業者との随意契約する根拠は薄れている、と指摘し、他都市においても随意契約から競争入札に変更するところが多く、川崎市でも競争入札に変更している実例があり、結果としても、順調に業務が履行されている。したがって、競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい、と結ばれています。【事実証明書44】

最後に

今回の特命随意契約の適用については、川崎市役所の契約事務遂行上の不備がいくつかあると思いました。

他の自治体などでは、特命随意契約の適用に関して、ガイドラインを整備しているところもありました。

施行令の規定が具体的でなく判断に悩む場合があっても、どのような場合に適用が可能であるのかなどの川崎市版のガイドラインが無く、各担当職員は自らの判断で特命随意契約を適用しているように思えました。

つまり、「既存契約業者である」「実績がある」「業務に精通している」「信頼がおける」などの特命理由は、他の業者では履行不可能か否か、という判断基準とどのような関係になるのか、などの基本的な特命随意契約の特命理由にはなり得るか否かという知識を得ていない状況が見受けられました。

また、ガイドラインがないためか、自治体契約における機械警備委託の商慣習として、業者が変更になっても新たな費用が発生することはない、という知識がないことから、一般的な個人の判断として、業者が変わった場合は、警備機器も撤去・

新設が行われるため、通常警備委託費用以外の撤去・新設の費用が発生するとの思い込みがあったと思われます。

なお、新たな費用が発生するから現行業者と特命随意契約を結ぶとするのであれば、どのくらいの費用が発生するのか等について、具体的に業者に確認した担当者が一体何人いるのか、どのような比較衡量をもって、競争性のある契約方法より特命随意契約の方が、より安価であるとか、より効率的であるとか、具体的に検証した結果、その特命理由を掲げているのか、是非、見積書を確認させていただきたいと思います。

さらに、機械警備委託業務については、ほとんどの契約が競争性のある契約方法によって受託業者が決定されていることなどの情報を得ていなかったことも、安易に特命随意契約を適用していた理由の一つと思われます。

したがって、これを機会に、少なくとも、特命随意契約適用に関する川崎市版のガイドラインを作成すること及び必要な研修を実施されることを望みます。

* 添付資料

- 【事実証明書一甲】・・・平成25年12月20日提出の川崎市職員措置請求書
- 【事実証明書一乙】・・・平成26年1月9日提出の川崎市職員措置請求書補正書
- 【事実証明書一丙】・・・平成26年1月17日付け川崎市職員措置請求について
(通知)
- 【事実証明書32】・・・平成26年度も継続して特命随意契約を締結した事実証明書9中の4件
- 【事実証明書33】・・・事実証明書9とは別に新たに追加した平成26年度契約の2件
- 【事実証明書34】・・・平成26年度で競争性のある契約方法に変更した11件の特命理由等
- 【事実証明書35】・・・機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則
- 【事実証明書36】・・・契約方法の変更により経費節減が図られた9件の節減状況
- 【事実証明書36-2】・・・損害の程度の計算の対象になる6件の契約案件
- 【事実証明書37】・・・平成18年度から26年度までの学校機械警備契約一覧
- 【事実証明書38, -2, -3】・・・事実証明書37を契約方法等別に整理したものの
- 【事実証明書39】・・・学校警備委託についての契約学校数の推移
- 【事実証明書40】・・・学校警備委託についての1校当たりの契約金額の推移
- 【事実証明書41】・・・学校警備委託についての契約件数の推移
- 【事実証明書42】・・・神奈川県の特命随意契約についての監査結果
- 【事実証明書43】・・・東京都の特命随意契約についての監査結果
- 【事実証明書44】・・・川崎市の特命随意契約についての監査結果
- 【補足説明資料】・・・契約データに表示されている各数字の意味等

[結果]

第1 請求の受理

本件措置請求は、平成26年7月14日付けで、「川崎市職員措置請求書」として提出された。

請求人は、川崎市監査委員が、市の施設等の機械による警備委託契約のうち、平成26年度に特命随意契約にて執行した6件について、次年度（平成27年度）以降も特命随意契約を締結することは違法もしくは不当であるので、特命随意契約を締結する場合は、真に特命随意契約に該当するか否かの判断を厳格に行い、安易に特命随意契約方法を適用せず、より競争性のある契約方法を適用するよう、当該6件の契約行為に関わる川崎市職員に対し勧告することを求めている。

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認められたことから、7月14日付けでこれを受理し、監査対象局を総務局、健康福祉局、教育委員会事務局及び経済労働局とし、関係局を財政局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成26年7月28日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、事実証明書45「「御幸日中活動センター」指定管理仕様書」、事実証明書46「「御幸日中活動センター」の機械警備契約書」及び事実証明書47「財政局契約課編集の「契約事務の手引」（随契ページのみ）」の提出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく総務局、健康福祉局、教育委員会事務局、経済労働局及び財政局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成26年7月28日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」に関する4点の資料及び「入札方法について」等の参考資料の提出があった。

関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書の内容並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、当該警備委託契約を平成27年度以降も平成26年度と同一の理由で特命随意契約により執行することが違法又は不当であるといえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 追加提出した事実証明書45、46及び47について

事実証明書45は、御幸老人いこいの家に関するもので、「御幸日中活動センター」指定管理仕様書である。公文書開示請求の手続で時間を要し、提出が本日（7月28日）になった。

この中の「10 管理運営に関する基本的な考え方」に、(3)として「効率的な運営に努め、管理経費の縮減に努めること。」とある。

「12 管理・運営に関する費用」では、「(1) 指定管理期間の収入について」のところで、「当該施設は利用料金方式により運営するため、障害者自立支援法による収入（川崎市独自の加算を含む）が指定管理者の収入となります。指定管理業務を川崎市が示した水準どおりに実施する中で、利用料金収入の増加、経費の縮減など指定管理者の努力により生み出された余剰金は、原則として精算による返還は求めません。逆に、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合でも、指定管理料による補填は行いません。」とされている。

「(4) 施設の維持管理に関する業務について」では、「次に掲げる建物全体に係る施設維持管理の委託契約業務は、御幸日中活動センターが行い、委託料は面積按分により各施設が負担します。」とされている。そして按分比は、御幸日中活動センターが53.2%、老人いこいの家が46.8%で、その下に維持管理関係の業務が列挙されており、警備業務も入っている。

したがって、御幸日中活動センターが一括契約をして、御幸老人いこいの家から面積按分により算出した費用を受け取って警備費用に充てるとというのが、本来この指定管理仕様書に記載されている方法だった。しかしながら、現実としては、御幸日中活動センターと御幸老人いこいの家とで別々の契約がなされている。

しかも、「効率的な運営に努め、管理経費の縮減に努めること」とされているのだから、経費は全て御幸日中活動センターが負担をして、その収入の増減について市から指定管理料の増減はないということであれば、御幸日中活動センターは、収入が増えるよう、より経費の削減に本来努めるはずである。にもかかわらず

ず、御幸日中活動センターは、機械警備については随意契約をやっており、競争契約にしていないという説明を受けた。その書類が欲しいと言ったのだが、出てこなかった。

続いて、御幸日中活動センターの機械警備の契約書が事実証明書46である。月額警備料金として28,000円、税込みで29,400円と書かれている。これは御幸老人いこいの家の契約と単価は全く同じであり、金額としては格別問題視する部分はない。

事実証明書47は、財政局契約課で編集したもので、各所属で基本的には1部は持っていると思われる「契約事務の手引き」である。これが現行の手引であり、現在、これ以外には契約に関する手引書は存在しないだろうと請求人は認識している。その中に、随意契約の記載がある。第2号とあるのは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項の第2号である。「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払い」、肝心なところはその後で、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」とある。その説明として「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない場合で、特命随契の多くはこれに該当します。」とあり、例として「特許又は実用新案等に係るものであるとき。」「特殊な技術、手法を必要とするとき。」「契約の相手方が特定されているとき。」と書かれている。

また、「なお、随意契約ができる場合については、基本的には、見積合せが第1号、特命随契が第2号を適用できる場合」と書かれている。川崎市においては、第1号と第2号についてはこういう区分けをしているということである。

事実証明書47を提出した理由としては、措置請求書の中で、川崎市には契約に関するガイドラインがないと書いておいた。請求人の認識としては、今説明した「契約事務の手引き」にある程度の記載だと、ないに等しいのではないかと。インターネットで各都市における契約のガイドラインや手引を検索すると、特命随契に関するガイドラインとして充実したものが結構出てくる。そういうものを見ていると、川崎市においては、契約に関するガイドラインがないという認識があったので、市としてはこういうものがあるという認識だと、請求人と市とで食い違ってしまうので、一応こういうものはあるということで、事実証明書47として提出した。

(2) 措置請求書記載内容の補足

措置請求書記載の6件の機械警備委託について、その多くが、機器を新たに設置すると、機器の設置費用とか撤去費用とか、プラスアルファの経費がかかるか

ら特命随契をするというものだった。それに関して、事実証明書2が的確に答えを出している。

地方公共団体から国へ、法律の解釈等について日常的に問い合わせをしているが、事実証明書2は、国が、他の地方公共団体にも知らせた方がいいと判断し、出版物にしたものの一部である。どこの自治体からとか、国の担当者の誰が答えたかという記載はないが、明確にどこかの地方公共団体が国に対してこういう質問をし、国が答えを出したものである。

今回の措置請求ではここが一番のポイントである。措置請求書の中には書いていなかったのを補足説明する。

まず、ある地方公共団体が、「庁舎の警備を民間会社に委託するに伴い、当初の当該年度は指名競争入札によってA社が落札したが、次年度以降について、次の理由によりA社と随意契約できる（契約書は年度毎に作成）と思われるがどうか。すなわち、庁舎の警備に当たっては、人員の派遣はもちろんのこと庁舎全般にわたり配線その他器具の設置等を要するため、他の会社が落札した場合、A社が敷設した既設の警備器具については撤去し新たに落札した会社が諸器具を設置することになり、毎年度落札会社が変わればその都度前述の器具等の撤去及び設置が繰り返されることとなり、大変不経済である。よって、自治令第167条の2第1項第2号（その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）の規定により随意契約できると考えるがどうか。」という質問を国に出した。

これに対し、国の回答は「地方公共団体が随意契約を締結できる場合としては、自治法第234条第2項の政令（自治令第167条の2第1項）で定める場合に限定されています。これは、随意契約を無制限に認めることは、機会均等・公正な契約制度の趣旨に反することになり、更には経済性の確保にも弊害が生じる可能性があることから、政令に列挙した事項に該当する場合に限ったものです。質問の場合、庁舎の警備委託について、委託当初年度については指名競争入札を行い、受託業者（A社）を決定し、次年度以降はA社と随意契約を締結しようとするものであります。契約の原則は一般競争入札によることであり、それ以外による場合であってもできる限り競争性のある方法を活用すべきであり、例外的に随意契約は認められているものです。できる限り競争性のある方法を活用し、契約による経済的効果を高めるためにも、質問のように毎年庁舎の警備委託をする必要がある場合には、警備器具等については自主設置をすることも考えられることであると思われます。この場合、たとえ毎年受託者が変更になったとしても、それにより不経済であるということはなく、次年度以降それを理由に随意契約をす

るといふことはなくなりまふ。しかし、警備器具の設置についても委託することが地方公共団体にとって有利である場合には、警備器具の設置もあわせて委託すべきであります。」となっている。この部分は、不経済であるならば、発注側が器具を設置したらどうかということだが、ここはそれほど本件措置請求とは関係ない。

問題はその後部分で、「この場合においても、地方公共団体とA社との間の契約は単年度契約であり、次年度以降の契約について何ら保障できるものではありません。」とある。単年度契約で契約書が交わされれば、基本的には、その契約の期限が来れば、契約は終了で、次年度以降、同じ業者と必ず契約するというのではないと。国の担当者が法律的にこういう解釈をしている。

次に、「また、A社が落札した金額には、単年度契約であることから、警備器具等の撤去費も含まれていることも予想されます。」とある。金額が幾らで、こういう業務をしてくださいという発注をし、幾らで請け負うと。それで契約が成立した場合には、設置から撤去まで含めた全てが契約だというのが民法の契約上の解釈である。

続いて、「よって、A社が警備器具を既設していることによる経済性についても、次年度に更にA社が受託者になることによって初めて生まれるものです。」と書かれている。今回の6件の契約うち、何件かが経済性ということを訴えているが、これは次年度に契約して初めて経済性の効果が生まれるということである。当該年度はその金額で入札して、設置から撤去までの金額を提示しているのだから、そこで経済性があるわけではなくて、次年度に新たな設置、撤去が発生しないことで経済性が生まれるということである。

さらに続けて「質問の場合、次年度以降A社と随意契約を締結し、その経済性を発揮させようとするものでしょうが、その経済性があまりに過少であり、随意契約による効果がない場合に随意契約をするということは妥当ではなく、それによる効果が大であると認められる場合には随意契約によることも可能であると思われまふ。」と書かれている。ここまでは思われまふでいいのだが、その後で、「この場合においても、見積合わせをするなどできる限り競争性を活用すべきであります。更には、このような場合において一般的に随意契約とすることは避けるべきです。」とされている。まず基本的に設置費用、撤去費用は、当初契約した金額に全て含まれている。契約書の原則からして、新たに発生するというわけではないわけである。契約書に何も書いていないものを、業者が変更になったから撤去費用がかかるので幾らくださいということは、契約上許されないことなので、国もいろいろな解釈で、機械警備については契約書、契約金額、それが全てだと

いう説明をしているわけで、最後のところで、仮に経済性の効果が大であると認められる場合であっても、見積合せをするなど、できる限り競争性を活用すべきであるとしている。これはなぜかという、見積合せをしてみなくては、結果としてどれだけ経済性が発揮できるか分からない。撤去費用、新設費用というのは本当にかかるのかということである。

請求人が平成25年12月の措置請求の際に提出した資料にも一部あるが、請求人の手元には、平成18年度から26年度の機械警備契約に関する資料があり、これには一応全ての契約が載っているはずである。その中で、確かに18年度あたりは特命随意契約も多かった。しかし、毎年徐々になくなっていき、見積合せとか競争入札にどんどん変わってきている。

では、それで業者が変更になったことによって、設置費用や撤去費用が新たに契約として出てきたかということ、18年度以降の委託契約や工事契約を全部チェックしてみたが、そういう契約は存在しない。もしそういうことをやっているなら、表に出ない形で契約をしているとしか考えられない。市の財務会計システムの契約システムから全部提供してほしいと言って提出してもらった資料なので、委託契約、工事契約については、この資料の中に全部載っているはずである。18年度以降、新たに見積合せとか競争入札に切り替えても、どこの所属でも新たな撤去費用の委託工事とか新設の工事請負契約は一切出てきていない。

先ほどの国の回答によるとおりに契約し、その中に設置から撤去まで全部含まれてその金額だということなので、今まで特命随意契約をしていて、来年から見積合せ、競争入札でやるといった場合でも、業者は当然のごとく自ら見積もった金額を提出して、そこで低い金額を出した業者と市は契約を締結しているけれども、そこでトラブルが発生したとかいうことも聞いていないし、現実の契約としても見受けられない。

今回の特命随意契約の中にも、理由として、既存の業者と契約したほうが著しく安くなるという記載もあるが、それならば、特命随契から見積合せに切り替えて業者が変更になった契約案件の場合、その所属は100万とか何十万という撤去費用や新設費用を負担したのか。そこまで今回の監査請求対象の6件の所属は確認をしているのか。業者に聞けば、また同じく特命随契をしたいということで、そういう話があれば、そういう費用はかかる、撤去費用も新設費用もかかるという説明をしているかもしれない。ただ、現実には川崎市が警備事業会社と契約している過去の事例の全体を見ると、そういう費用負担が発生したという事実は見受けられない。

平成25・26年度の業務委託有資格業者名簿を見ると、57業者が機械警備

として登録をしている。そのうち、平成18年度から平成26年度において契約実績のある業者が17業者ある。この17業者について、業者が変更になったことによって、既存業者は撤去費用、新たに契約した業者は設置費用を警備費用に上乗せして請求したかどうかと聞いてもらえれば分かる。まず現実にそういうところはないと思われる。

市の支出に関しては、予算があり、それに基づいて、所属から経理に回って、財政局、最終的には議会の承認という形になる。そういう支出項目が過去にあったのか。撤去費用、新設費用がかかるというのであれば、過去に業者が変更になっている実績が相当の件数あるわけだから、それぞれ撤去費用、新設費用が計上されているはずである。財政当局に確認していただければ、まずそういう事実はないと思われる。請求人が確認したのは機械警備だけではなく、委託業務全て、年間約四千数百件、工事請負も年間約四千数百件あるが、それらの契約のデータを平成18年度から全部見たが、そういうものは一切なかった。

特命随契でやむを得ないものとしては、中原図書館が以前の場所から武蔵小杉の東急スクエアのあるビルの5階に入り、東急セキュリティという東急系の警備会社と特命随契を結んでいる。これは建物全体が東急の建物なのでやむを得ないものと解釈している。

先ほど見た事実証明書46は、御幸日中活動センターが総合警備保障株式会社（以下「総合警備保障」という。）と契約したもので、同センターの指定管理者が社会福祉法人県央福祉会なので、甲乙としてこういう契約が結ばれている。先ほどは金額のところを見たが、その下にある支払方法の4行目には、「ただし、第1期の業務にかかる警備料金並びに機器設置工事費及び保証金については、別途乙が甲に対して通知した期日までに支払うものとする。」と書いてある。契約の特記事項としてこういう記載がない限り、撤去費用の発生はあり得ない。

今回請求対象とした6件の契約書にこういう特記事項が明確に記載されているのかどうか。請求人が見た限りでは特記事項の記載はなかった。担当所属がどう説明するか分からないが、契約書に書かれていないことについては、甲も乙も義務は発生しない。役所ではなく民民の契約なので、当然民法の契約自由の原則があるから、甲乙で合意すれば、こういう契約も成り立つ。

よって、御幸日中活動センターについては、月額料金が税抜きで28,000円。これ以外に機器設置工事費及び保証金が発生していると思われる。払ったかどうか確認はしていないが、契約書としてはこういう内容で成立している。当然ながら、役所の契約においても、撤去費用が発生すると業者が言うのであれば、契約書にそれなりに記載がなければ、当然川崎市は支払う義務はな

い。事実証明書2の国の回答にあるように、当初契約したその金額で設置から撤去までが一連の完結した契約内容になる。

平成25年12月に、28件の契約案件を対象として最初の住民監査請求をしたが、26年度において、28件中11件が特命随意契約から競争性のある契約に変更した。それが事実証明書34に書いてある11件である。平成25年度は理由を立てて特命随意契約にしていたものについて、請求人が住民監査請求を出し、それぞれの所属と話をした中で、特命随意契約はいかかなものか、これで理由が成り立つのかという問いかけもしたところ、それぞれの所属で平成26年度について競争性のあるものに変えようという決断をしたのがこの11件である。

このうち「わーくす大島及びわーくす中原」を見ると、「このため、現在の受託会社以外の会社が受託する場合には、既に設置されている機械を取り外し新たな機械を設置する必要があり、現在の受託会社に比べ委託業務以外の初期費用がかかるなど一般的な競争が困難であることから」ということで、平成25年度の契約では、別途費用がかかるというような特命理由を掲げていた。しかし、請求人が住民監査請求を出したことによって、また、いろいろ話をしたことによって、そういうことはないという判断をしたと思われる。その結果、競争性のある契約方法に切り替えた。

川崎港廃油処理場についても、「他社との契約となった場合は、現在取り付けている機器等の撤去をし、新たに他社の機器を設置しなければならず費用が増加するため」とあり、これも同じく新たな費用がかかるということを平成25年度では特命理由としていた。しかしながら、26年度では競争性のある契約に切り替えている。

幸区日吉合同庁舎を見ると、「新規に別の警備会社の機械を設置すれば通常警備費用の他に100万円以上の高額な工事費用がかかり」と書いてあり、明確に工事費用が100万円以上かかるということを、平成25年度は特命理由として掲げていたけれども、平成26年度においては、競争性のある契約方法に切り替えている。では実際に100万円以上の工事費用がかかったのか。請求人は個別には確認していないが、契約データ上ではそういう支出がなされたという痕跡は残っていない。

宮前市民館菅生分館も、1行目の後段「引き続き当該業者と委託契約を結ぶことで、迅速な対応が可能であり、かつ経済的にも安価に抑えることができる。」としていた。

高津図書館も、2行目で「また、設置してある警報設備機器類も継続して使用できるため、新規に設置する場合よりも時価に対して著しく有利な価格で契約で

きる見込みがある。」という特命理由を掲げていたけれども、26年度契約では競争性のある契約に切り替えている。ここは明確に「著しく有利な価格で契約できる」と書いてあるが、どういう根拠でこのような記載を25年度の特命理由としたのか。確認はしていない。

事実証明書36では、実際に特命随契から競争性のある契約方法に切り替えた結果、契約金額が減少した9件の契約を個別に挙げている。「特命随意契約から競争性のある契約方法に変更したことによって、平成26年度契約で効率化が図られた金額」として、413万1,456円。率としては34.49%、請求人が平成25年12月に本件と同様の住民監査請求を出し、各所属でそれなりに見直しをした結果、400万という貴重な市民の税金がここで浮いた。25年度の契約では、余計な経費がかかるという理由を挙げていたにもかかわらず、競争性のある契約に切り替えた途端に、一気に400万円も効率化が図られたという事実がある。

最後に、違法、不当だったとまで言えるものではないが、調べている中で、実際に、教育委員会の機械警備について、非常に効果が出た例があった。

事実証明書39、40、41のグラフを見ると、いかに教育委員会の計画的な取組が川崎市の行財政改革に貢献したかが分かる。事実証明書39は市立学校の機械警備委託における契約方法別・年度別の契約学校数の推移で、これはどれだけの学校と毎年契約をしているかということである。グラフの上の表が3段階に分かれているが、一番上が特命随意契約（1件1校契約・複数校契約の両方）、その学校数である。2番目が一般競争の学校数、3番目は一般競争ではあるが、今、川崎区から麻生区まで7つの区に分かれているけれども、それを1つの区を1つの契約としてまとめて契約発注をした学校数である。平成23年度からこういう契約方法に順次変更して、平成26年度は完全に特命随意契約もないし、1件1校契約もない。各区単位で全てまとめて契約をしている。今後、こういう形になっていくとのことである。

次の事実証明書40は契約金額だが、財政改革の最たるものである。グラフとして、青い線、オレンジの線、白い線がある。上の表にも、青い数字、オレンジの数字、黒い数字があります。一番左の18年度の特命随意契約で1件1校契約をしている金額が1校当たり74万8,970円。それが右下の一般競争で各区ごとにまとめて契約をして、しかも、長期継続契約をした場合の1校当たりの金額が22万1,343円である。あの学校の面積を考えてほしい。今回の措置請求で提出した6件も、500㎡、1000㎡あるかもしれないが、あの学校の面積に比べたら、たかがこれだけの面積というぐらいに小さい面積である。それで

も30万、40万という契約をしている。教育委員会がこういう形で契約方法を工夫して努力すれば、1校当たり74万8,000円だったものが22万、一番安いものでは15万というものもあった。職員の努力次第でこういう金額になっていくということである。

請求人としては、教育委員会の機械警備の契約担当者を市長表彰してもいいのではないかとさえ思う。これは1校の契約金額で、市内全体で百七十何校あるのだから、170倍になる。単純に平成18年度の特命随意契約と一般競争の7区別で分けた場合とで1校当たり50万円違うわけで、それが170校分あるわけだから、50万の170倍を年間で節約していることになる。

2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件措置請求の対象6施設に係る所管部署の説明

ア 公文書館（総務局）

川崎市公文書館では、市民の生活の向上及び文化の発展に資するため、現用の公文書約99,000冊、歴史的公文書等約4,400冊、古文書等約3,000点、その他重要な資料を保管し、市民の生活の場に資する情報を中心とした統合的な情報公開を推進する施設として活動している。

当館で保管している公文書等は唯一無二のものであり、その保管に関しては専用の書庫を用意し、盗難や火災による消滅を厳重に防止するなど、その取扱いについては注意に注意を重ねている。

機械警備業務委託契約の締結に当たっても、契約の相手方については、上記の重要な資料の管理に関する業務であることから、単に競争による経済的な利益だけを追うのではなく、万が一にも保管する公文書等に事故のないようにすることを第一の目的として、安全確実かつ迅速に対応できる事業者を選定してきたところである。

措置請求書にもあったとおり、神奈川県公安委員会で定める規則「機械警備業者の即応体制の基準等に関する規則」では、「基地局において、盗難等の事故発生受信から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるようにしなければならない。」とされている。これは警備業法等で機械警備業を営む上で求められている基準だが、25分以内に到達すればどの業者でもいいということではなく、重要な公文書を管理する立場としては、緊急時に1分1秒を争う中で、安全確実を図るために最も速く到達できる業者を契約の相手方とするという理由に一定の妥当性はあるものと考えている。

セコム株式会社（以下「セコム」という。）は武蔵小杉支社が中原区小杉町2丁目227番地にあり、緊急時には公文書館まで5分ほどで到達することができる。機械警備業者の中でも「至近距離」で、「緊急時の迅速な対応が可能」な事業者と考えて契約の相手方としてきた。

以上のように、本館の特色を踏まえ、特命随意契約としたことから、当該契約が直ちに違法もしくは不当な契約には当たらないと考えている。

しかしながら、自治令や川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」という。）における随意契約を締結できる契約の範囲であるとしても、競争性の確保は地方自治体の契約事務として重要な観点であることから、今後、安全性及び確実性及び競争性を確保できる契約方法として、見積合せ又は長期継続契約として競争入札を行うことなどを検討し実施していきたいと考えている。

イ 御幸老人いこいの家（健康福祉局）

措置請求書記載事項に対する市の認識について、御幸日中活動センターの指定管理仕様書においては、警備業務を含む建物全体に係る施設維持管理の委託契約業務を御幸日中活動センターが行い、委託料は面積按分により各施設が負担することとされている。

しかしながら、平成23年度の開設当時、市が徴取した2社からの見積額を参考として現在の警備事業者を選定したが、御幸日中活動センターと御幸老人いこいの家では開館時間の違いがあるなどの理由から、御幸日中活動センターの指定管理者と協議の上、警備業務に関してはそれぞれに仕様を作成し、別契約にて執行した経緯がある。

措置請求書記載事項に対する市の考え方については、現行の別契約による場合と、一括契約により面積按分をした場合とでは、全体の費用負担額に差異は生じないことから、実質上の不利益はないと認識しているが、指定管理仕様書との形式上の整合性を図ることが望ましいため、御幸日中活動センターによる一括契約として、次年度に変更契約することとしたいと考えている。

ウ 看護短期大学（健康福祉局）

随意契約を行った経緯について、平成18年度の随意契約に関しては、18年度の文書が保存年限を経過して廃棄されたため、随意契約の経緯は不明である。

平成24年度から26年度の契約については、自治令第167条の2第1項第1号及び第7号の随意契約により行った。初めは競争による長期継続契約を検討したが、機械警備システムを新たに敷設する契約よりも、既に敷設されて

いるものを利用する契約の方が時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できること、及び契約規則第24条の2第6号の随意契約によることができる場合の限度額に定める範囲内の契約であるため、随意契約を実施した。

請求人は、平成26年度以降の機械警備委託契約について、平成25年度の随意契約を競争性のある契約方法に切り替え、長期継続契約も採用した場合、契約金額が減少することは間違いなく、節約が可能となる場合も考えられるとしている。これに関し、平成24年度及び平成25年度の契約について、所管部署では指名競争入札による長期継続契約を検討したが、予算要求時に見積書を徴取したところ、機械警備システムを新たに敷設する契約よりも、既に敷設されているものを利用する契約の方が、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できることが判明した。新しい機械警備システムを敷設するには多大な経費を要するためである。平成26年度についても、過去2か年度の経緯から、既存のシステムを利用した場合の見積書を徴取し、同様であることを確認した。よって、本学の機械警備委託では随意契約でも節約が可能であると考え。

上記のことにより、看護短期大学機械警備委託契約においては、既に敷設されている機械警備システムが利用できる限り、競争性のある契約方法を採用すべきとの指摘を受けるものではないと考える。今後についても、警備システムの更新等のタイミングに合わせて、より適切な契約方法の検討を行っていきたいと考える。

エ ゆうゆう広場たかつ（教育委員会事務局）

当該施設の建物は、1階がみぞのくち保育園、2階がゆうゆう広場たかつとなっている。

当該施設の機械警備業務委託の業者選定に当たっては、高津小学校の敷地に設置されていることから、小学校と一体となった機械警備をとることが、合築であるゆうゆう広場たかつ、みぞのくち保育園にとって最も安全な管理体制であるとの認識により、高津小学校機械警備業務を受託している業者を選定し、当該業者と随意契約を締結してきた。

措置請求書の中で「高津小学校の敷地にあるということを特命理由としていますが、単に、ある一定の敷地内にあるという立地条件では、他の業者では履行できないとする特命理由とはなりません。」と記載されている点について、学校が設置した校門を共同で使用していることを踏まえ、学校敷地内への外部からの不審者の侵入や火災が発生した場合などに備え、安全管理を最優先に行う観点から、同一業者であった方が管理上も安全性を確保しやすいと考え、これまで高津小学校機械警備業務受託業者と随意契約を行ってきた。

また、「小学校の機械警備を所管している教育委員会の教育環境整備推進室によると、小学校の受託業者と同一業者にする必要性はないという見解でありました。」と記載されている点について、請求人に行った教育環境整備推進室の説明では、同一業者にする必要性はないという主旨ではなく、「同一業者とする必要性は認めるものの、一括契約とした場合に、同一敷地内に立地しているながら、施設管理者が異なっていることで委託業務の検査確認をどのように行うかという課題を整理する必要があるというものだったと聞いている。

しかしながら、平成26年度においては、高津小学校が属している高津区小学校機械警備業務委託の長期継続契約の切替による指名競争入札の結果、業者が変更になったことを契機に、平成24・25年度の委託業務の状況を確認し、保育園と協議した結果、高津小学校と同一業者でなくても安全管理上著しい支障があると言えないため、ゆうゆう広場たかつの機械警備業務は、高津小学校とは異なる業者に委託したところである。

なお、平成26年度の予算執行関連の書類については、請求人より情報公開請求があり、対応したところであるが、随意契約理由書の記述内容が昨年と同様の「小学校及び保育園と一体となった」と誤った記述となっていることが確認できている。前述のとおり、正しくは小学校と一体となっていないことから、「保育園と一体となった」と記載すべきだったものである。

一方、「みぞのくち保育園と合築であること」を特命理由としたことに関して、当該施設は、1階がみぞのくち保育園となっている「合築施設ではあるものの、保育園とゆうゆう広場とは共有部分は全くなく、1階と2階に完全に分離されており、入口も2階は外階段から入る構造になっているとのこと」で、「保育園側も、どうしても同一業者でなければならないという理由は、存在しないとのことでした。」と記載されている点について、ゆうゆう広場たかつとみぞのくち保育園は合築されていることから、自動火災報知機と機械警備システムが連動しており、火災等の災害時における円滑な現場対応や、防犯対策として円滑な警備を行うためにも、保育園と一体的な機械警備とする方が効率的、効果的であり、より安全な管理体制が確保できるものと考えている。

そのため、今年度についても、みぞのくち保育園の指定管理者と協議した結果、施設を一体的に警備することで、より安全な管理体制が確保できることや、ゆうゆう広場たかつとみぞのくち保育園それぞれの用途を踏まえた警備業務に精通していることから、これまでと同じ業者と引き続き契約することが効率的、効果的であるとして、昨年度と同じ業者と随意契約を締結したものである。

以上のことから、本件特命随意契約については、契約金額が自治令第

167条の2第1項第1号及び契約規則第24条の2により規定されている少額随意契約（委託料については100万円以内）に合致し、かつ自治令第167条の2第1項第2号に規定される、いわゆる特命随契が可能であると判断したものである。

しかしながら、地方自治体の契約において、競争性の確保が原則であることを鑑み、来年度以降のゆうゆう広場たかつの機械警備業務委託契約については、みぞのくち保育園との合築による防災・防犯面等の対応を検証しつつ、みぞのくち保育園との一括契約、競争性の高い契約方式の採用、長期継続契約の導入等、みぞのくち保育園の指定管理者と協議し、最も効率的、効果的な方法を検討し、実施していきたいと考えている。

オ 計量検査所（経済労働局）

計量検査所警備委託については、平成23年度までは見積合せを実施していた。

しかしながら、計量検査所開設当初の昭和60年度からの機械警備設置業者であるセコムと他の入札業者との価格差が生じており、資料のある平成20年度から23年度の4か年にわたり継続的に、一番その差の少ないときで25万3,260円、セコムの金額を100%とすると、次点の業者は172%、それから最大では386万9,460円、同じく率にすると1,200%だった。平成20年度は見積合せを実施しており、このときに実施した一番高い業者は1,200%、一番差額が少なかったときが22年度の総合警備保障で、この場合でもセコムの35万1,000円に対して、総合警備保障は60万4,800円ということで、率にすると172%といったような差が出ている。23年度においては、東芝セキュリティは辞退しているという結果になっている。

このような状況があったので、計量検査所としては、安易に前例を踏襲して見積合せによる契約をそのまま続けるのではなく、より効率的な行政運営を行うため無駄な業務を少しでも省いていこうと、落札する見込みのない事業者に対して、見積りを依頼したり入札に参加していただくことは合理的でないとの考えに立ち、契約方法を見直し、平成24年度から特命随意契約に変更した。

その見直しに当たっては、これまでに入札に参加した業者からヒアリング等を行い、その結果、機械警備については数年度（会社によって違うが）継続した単価契約を締結できることを見込んで、機械警備機器の代金とか設置工事費などのイニシャルコストを見込んで入札金額を決定しているとのことから、20年間にわたり計量検査所の機械警備機器を設置しているセコムとは、イニ

シャルコスト分の価格差が生じてしまい、他の事業者との契約によって、より安価な契約ができる見込みはないとの結論に達した。

そうしたことから、自治令第167条の2第1項第7号の「時価に比して著しく有利な価格で契約できる」場合に合致するものと判断した。

加えて、この契約では、自治令第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条の2によるいわゆる少額随契（委託料の場合100万円以内）にも合致することから、平成24年度の契約から特命随意契約により執行している。なお、回議書の理由については、慣例により、全部書くのではなくて、号数の一番若い第1号を記載している。

そもそもこの問題の本質は、特命随意契約が過去の慣例により形式的な理由の記載がなされ、何の検証もないままに契約をし、その結果、市が本来、より安価に契約できた機会を喪失したか否かというところにあると考えている。計量検査所においては、上述のとおり、競争性のある契約方法としてこれまで見積合せをしてきて、それと今回、その時点で考えた特命随意契約の双方についてきちんと検証を行い、その結果として現在の契約方法を選択しているので、請求人の主張（「1 請求の要旨」に記載されている）「特命随意契約に該当するか否かを厳格に判断することなく、安易に適用した」という事実の認識は、計量検査所としては持っていない。また、12万4,710円の損害が生じたとの指摘についても、過去の見積合せの結果からして、そのような損害は生じていないものと考えている。

なお、上記計量検査所の主張を客観的に裏づけるため、現行の契約と同じ仕様で契約をした場合の見積りを、最近、本件措置請求があった平成26年7月時点で、落札業者と一番価格差が少なかった事業者から徴取したので添付した。これを見ると、月額料金が税別で9万円、消費税込みで月額9万7,200円、年間に換算すると116万6,400円となっており、現在の計量検査所の約30万に比べて、3倍近い金額となっている。

次に、個々の指摘に対する説明として、まず、措置請求書記載の「警備に必要な管理機材を新規に購入する必要性が生じた」という事実の有無については、現行の事業者以外の事業者から新規に契約する場合には、一般的には当該事業者の負担で機械警備の設備、管理機材を設置・購入して、その代金分を数年で回収すべく毎年の委託料に含ませるような契約が一般的であり、複数の業者がそのような方式になっているということを確認している。

また、一部の機械警備設備を利用者である市が購入するプラン、いわゆる設備を買い取るプランもあり、この場合には、機器の代金分が委託料に含まれな

いので、委託料は低廉となり、現行の契約金額に近い金額になることも考えられるが、新たな初期費用の負担が追加されること、また、機器の誤作動等による被害が発生した場合の責任の所在が不明確になる等の問題もあるので、計量検査所への導入は難しいものとする。

いずれにしても、他の事業者に変更する場合には、当該事業者の設備導入が新規に行われることを確認しているが、計量検査所では、これまで他の事業者に変更されていないので、機械警備設備（管理機材）を新規に事業者もしくは市が購入した事実はない。

平成16年度の東京都の監査結果に対する見解としては、東京都の監査結果における機械警備に関する指摘に関連して、中身を見たところ、東京都の事例では、契約金額が139万3,560円と、1,559万8,800円の2事例について、その時点での契約の経済性について検証が行われていないという個別の事例に対する指摘であるものと認識している。

このような個別の事例を一般化し、計量検査所の警備に当てはめることは合理性に乏しいのではないかと考える。

既に述べたとおり、現在の計量検査所の警備契約は経済性について検証が行われている。

また、計量検査所の場合には、少額随意契約適用が可能な案件であり、東京都のような高額な事例と同一視できないものとする。

平成18年度の川崎市の監査結果に対する見解としては、平成18年度の本市の監査結果では、1件100万円以上の随意契約について、随意契約の根拠及び理由等について指摘されたものであり、計量検査所のような少額随意契約に対する指摘ではない。

仮に鉛筆1本から競争入札を導入するとしても、競争入札に必要となる事務量や経費に比して、競争入札の成果として得られる差金を比較して、効果的で効率的な事務執行でなければ、入札を導入した意義はなく、そうした観点から、自治令第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条の2により規定されている少額随意契約（委託料については100万円以内）の規定が設けられているものと認識している。

計量検査所の警備委託は、この規定に基づき適切な検証に基づき執行しているので、指摘は当てはまらないものと考えている。

なお、念のため付け加えると、少額随意契約であれば、競争性を犠牲にしても随意契約であってもよいと考えているわけではない。あくまでも適切な検証に基づいて行うものであれば、これも選択肢の1つであると認識している。

「自治体契約における機械警備委託の商慣習として、業者が変更になっても新たな費用は発生することはないという知識がない」との指摘に対する見解としては、前述の説明と重なる部分もあるが、警備会社各社においては、通常の警備費用の内訳を大別すると、イニシャルコストとランニングコストから構成されており、この構成は、自治体、民間の区別なきものと認識している。計量検査所では、自治体固有の商慣習により費用が発生しないという事実は確認できなかったが、イニシャルコストが通常警備費用に包含されていることから、見かけ上ないように見えるものとする。所要のコスト負担が生じることについては事業者を確認している。添付した資料に、仮に業者がセコムから総合警備保障に変更となって警備業務をする場合に、総合警備保障側が新たに設置する機械の一覧がある。こうした機械の費用を通常は数年間かけて回収することを前提に、月額料金9万円の中にその金額分が包含されていることを確認している。

措置請求書の「見積書を確認させていただきたい」との記載については、これまでの見積合せの実績より、現行契約者との差金が最も小さかった総合警備保障の見積書を徴取し、添付した。

今後の対応について、これまで述べたように、本件は、適切な検証を行った上で見積合せから特命随意契約に変更して、現在特命随意契約で契約を行っている。したがって、特命随意契約によって損害が生じた事実はないものと考えているが、一方で、価格の合理性を証明し、説明責任を果たすことは重要なので、回議書における理由記載や添付資料はもちろんのこと、契約方法等の適法性、経済性について、長期継続契約も含めて、今後とも起案するたびごとに検証及び検討を行っていきたいと考えている。

カ 選手宿舎（経済労働局）

本施設は、川崎競輪開催時における選手及び関係者の宿泊用施設である。本施設の機械警備は、建物への立ち入り等に対する防犯サービス、火災監視サービス、受水槽の満減水異常や停電異常、エレベーター閉じ込め異常等に対する設備監視サービス並びに設備制御サービスとなっている。

なお、機械警備であるため、センサーの解除を行わない限り、センサーへの接触や機器の誤動作等により、理由の如何を問わず、発報・警備会社への通報が行われることとなっている。

特命随意契約の理由について、本施設の機械警備のための警備用機器は、本施設が建設された当初から、現在、機械警備を委託している事業者により設置されている。

単年度ごとの契約においては、事業者の選定を競争性の高い契約方式とした場合、警備機器の設置工事費用の面から、既存の機器設置業者が有利であることを、他の所属での契約事例や他の警備関連事業者からの聞き取り調査により、確認している。

以上のことから、本契約の回議における理由を、自治令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するものとして特命随意契約としている。

今後の対応については、他の施設や他の地方公共団体等における競争性の高い契約方式への移行事例やガイドライン、特命随意契約に関する監査の結果の公表等を検証し、本市の契約に係る指針等と照らし合わせると、競争性の高い契約方式の採用と併せて、長期継続契約による契約が有効であると考えられることから、今後は長期継続契約としての入札も含めて、競争性がある契約方法の実施を検討していく。

(2) 財政局の説明（市の特命随意契約に関する仕組み、基準等について）

法234条第1項により、地方公共団体が調達するものについては一般競争入札が原則となっている。併せて、同条第2項で、政令で定めるところにより執行できるものとして、指名競争入札、随意契約がある。

自治令第167条で、指名競争入札によることができる場合として、性質や目的が一般競争入札に適さないもの、性質、目的により競争に加わるものの数が一般競争入札に付する必要がないもの、3として、一般競争入札にすることが不利なもの、これらについては指名競争入札によることができるものとされている。

随意契約については、自治令第167条の2により、9つの限定列举がされている。1つ目が政令で定める金額の範囲で地方自治体の規則で定めるもの、これがいわゆる少額随契というもので、契約規則第24条の2により、工事又は製造の請負が250万円、財産の買入れが160万円、物件の借入れが80万円、財産の売払いが50万円、物件の貸付けが30万円、上記以外が100万円、これが今回の委託に関するものと認識している。それ以外に競争入札に適さないもの、障害者の支援施設からの調達、新商品開発にかかる物品、緊急の必要により競争入札ができないもの、競争入札に付することが不利なもの、時価に比して著しく有利に調達できるもの、競争入札の入札者がいないとき、又は再度入札で落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、この9つが随意契約のできるものとして限定されている。

少額随契については、契約規則第26条により、なるべく2者以上から見積りを徴取するよう規定している。随意契約の運用については、公共工事における随

意契約のガイドラインが国から示されているので、それを参考に現在運用している。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 平成26年度に契約方法を改めた警備委託契約等の状況

措置請求書3で請求人が言及している11件の契約に係る平成25年度及び平成26年度の契約方法、契約金額、業者名等については、別紙1のとおりであった。

(2) 本件措置請求の対象6施設に係る機械警備委託契約の概要

施設名	特命随意契約理由	履行期間	業者名	金額(年額)
公文書館	措置請求書記載のとおり	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	セコム	393,984円
御幸老人いこ いの家	同上	同上	総合警備保障	362,880円
看護短期大学	同上	同上	セコム	168,480円
ゆうゆう広場 たかつ	同上	同上	総合警備保障	324,000円
計量検査所	同上	同上	セコム	361,584円
選手宿舎	同上	同上	セコム	633,096円

(3) 各施設に関して確認した事項

ア 公文書館

(ア) 現在の委託業者以外の状況

総合警備保障の警備員待機場所にもなっている営業所が武蔵中原駅前に存在し、緊急時に同所からの警備員出動により公文書館の機械警備業務の対応が可能なることを、同社より確認した。公文書館からの距離は、直線距離でセコム武蔵小杉支社と同等かやや近い場所にある。

なお、公文書館と同敷地内にある「会館とどろき」やレストラン「サイゼリヤ」は、総合警備保障が機械警備を行っている。

(イ) 公文書館近隣施設の機械警備委託の状況

施設名	契約方法	履行期間	業者名	金額(年額)
中原小学校 (近隣6校と一括契約)	指名競争入札	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	セコム	207,360円 (1校あたり)
宮内保育園 (近隣5園と一括契約)	見積合せ	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	京浜警備 保障㈱(注)	58,320円 (1園あたり)
等々力陸上競技場 (改築のため8か月間)	見積合せ	平成26年4月1日～ 同年11月30日	総合警備 保障	120,960円 (8か月)

(注) 以下「京浜警備保障」という。

(ウ) 平成27年度以降の契約についての市の方針

平成27年度の契約については、安全性、確実性及び競争性が確保できる契約方法として、見積合せ又は長期継続契約として競争入札を行うことなどを検討し実施していくとしている。

イ 御幸老人いこいの家

(ア) 建物の状況等

当建物は合築施設となっており、1階に御幸日中活動センター、2階に御幸老人いこいの家がある。警備機器本体は1階の御幸日中活動センター内に1か所設置されている。

なお、御幸日中活動センターと同一業者に機械警備業務を委託している理由に関し、請求人が「業務上の理由ではなく、合築建物の構造上の理由とするのが正しいのではないか。」と指摘している点について、市もこれを認めている。

(イ) 御幸老人いこいの家及び御幸日中活動センターの概要

	御幸老人いこいの家(2階)	御幸日中活動センター(1階)
指定管理者	(社福)川崎市幸区社会福祉協議会	(社福)県央福祉会
指定管理期間	①平成23年度～の3年間 ②平成26年度～の5年間	平成23年度～の5年間
機械警備委託 契約期間	単年度契約(特命随意契約)	平成23年10月31日～の 4年5か月間
警備契約の主体	市	指定管理者
所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課	健康福祉局障害計画課

(ウ) 御幸日中活動センターの基本協定書及び指定管理仕様書の記載について

<p>(御幸日中活動センターの基本協定書、指定管理仕様書の抜粋)</p> <p>○御幸日中活動センターの管理に関する基本協定書 (本業務の範囲) 第7条 (略) 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、御幸老人いこいの家との管理運営及び経費の区分は、甲、乙、及び御幸老人いこいの家の指定管理者が協議の上、別途定めるものとする。</p> <p>別紙1 用語の定義 (3) 「仕様書」とは、御幸日中活動センター指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。</p> <p>○「御幸日中活動センター」指定管理仕様書 1 2 管理・運営に関する費用 (4) 施設の維持管理に関する業務について <u>次に掲げる建物全体に係る施設維持管理の委託契約業務は、御幸日中活動センターが行い、委託料は面積按分により各施設が負担します。</u> <u>(按分比：御幸日中活動センター53.2%、老人いこいの家46.8%)</u> ※警備業務、空調設備保守点検、消防設備保守点検等</p>
--

(エ) 御幸日中活動センターにおける機械警備契約について

御幸日中活動センターの機械警備委託は、同センターの指定管理者である(社福)県央福祉会が、同会の指定管理期間に合わせ、平成23年度10月31日から27年度の4年5か月間を期間として契約しているものである。

機械警備を導入した当初、市が徴取した2者からの見積りのうち、金額が安価な業者を機械警備委託業者として決定したとのことであった。当該見積りについて確認したところ、市は平成23年11月1日から24年3月31日までの5か月間を契約期間とした見積りを徴していた。この見積りのうち安価な業者の見積り金額(月額28,000円(税抜))により、指定管理者は4年5か月間の長期継続契約を締結していた。

(オ) 御幸老人いこいの家の機械警備委託契約を指定管理者でなく市が締結していることについて

他の老人いこいの家と同様、御幸老人いこいの家の指定管理仕様書には、警備業務は入っていない。御幸老人いこいの家の警備業務については、本来、合築施設の御幸日中活動センターの指定管理者が一括して契約すべきところ、2(1)イのとおり、別契約で執行することとなったため、市が契約を締結している。市としては、指定期間中(平成26年度～平成30年度)は機械警備委託を御幸老人いこいの家の指定管理業務として加えることは考えていない。

(カ) 平成27年度以降の契約についての市の方針

平成23年度の開設当時は、開館時間の違い等により別契約にすると判断していたが、改めて検証した結果、一括で契約することについて実務上不都合が生じることはないとの判断に至ったことから、平成27年度の契約においては、御幸日中活動センターが御幸老人いこいの家部分も含めた一括契約として、変更契約をし、費用負担についても、現在、別契約で両施設とも契約金額は同額だが、一括契約の中で面積按分とされている。

また、平成28年度以降においては、新たな指定管理期間中の長期継続契約として、御幸日中活動センターが競争性のある契約方法にて執行していくこととし、その手法については、御幸日中活動センターの指定管理者の仕様書を今後改めることも含め、相互の所管部署で調整を進めていくとしている。

ウ 看護短期大学

(ア) 次年度予算要求時の市による見積書徴取の状況は次のとおりである。

まず、平成24年度の契約に当たり、市は指名競争入札による長期継続契約を検討したとしているが、平成24年度予算要求時、すでに敷設されていたセコムの機器の耐用年数の確認をしないまま、セコムと京浜警備保障の2社から、いずれも機器を新規に敷設する仕様で5年契約の見積書を徴している。両者の見積書では、京浜警備保障の方が安価となっていた。(セコムからは既存の機器を継続使用した場合の5年契約の見積書は徴していない。)

一方で市は、単年度の契約については、セコム1社から、既存の機器を継続使用した場合の見積書しか徴しておらず、この見積額が上記2枚の見積額よりも年額で比較して安価であったことから、単年度でセコムとの特命随意契約を行った。

次に、市は平成25年度の契約に当たっても、指名競争入札による長期継続契約を検討したとしているが、平成25年度の予算要求時には、市はセコム1社から、機器を新規に敷設する仕様での5年契約の見積書と、既存の機器を継続使用した場合の単年度契約の見積書の計2枚を徴し、後者の契約を選択している。

平成26年度予算要求時には、市はセコム1社から、既存の機器を継続使用した場合の単年度契約の見積書を徴したのみである。

以上の状況を整理すると次の表のようになる。

なお、これらの見積書のうち、機器を新規に設置する仕様で徴したとされる見積書で、新たな機器の設置費用が別途計上されているものはない。

見積書を徴した時期	業者名	使用する警備機器	履行期間	見積額（税抜）
平成24年度予算要求時	京浜警備保障	新規に機器敷設	平成24～28年度	1,920,000円 (年384,000円)
	セコム	新規に機器敷設	平成24～28年度	4,224,000円 (年844,800円)
	セコム	既存の機器使用	平成24年度のみ	156,000円
平成25年度予算要求時	セコム	新規に機器敷設	平成25～29年度	4,224,000円 (年844,800円)
	セコム	既存の機器使用	平成25年度のみ	156,000円
平成26年度予算要求時	セコム	既存の機器使用	平成26年度のみ	156,000円

(イ) 平成27年度以降の契約についての市の方針

契約の更新ごとに、より適切な契約手法を検討していきたいとしている。

エ ゆうゆう広場たかつ

(ア) 建物の状況等

当建物は高津小学校敷地内にある合築施設となっており、1階にみぞのくち保育園、2階にゆうゆう広場たかつがある。警備機器本体は1階、2階それぞれの事務室内にある。

(イ) 各年度における特命随意契約理由について

ゆうゆう広場たかつの機械警備委託を特命随意契約とすることについて、市は、当該施設開設時の平成24年度から26年度まで、契約に際し、おおむね次のような理由を挙げていた。

a 平成24年度

高津小学校敷地内に設置されており、高津小学校と一体となった機械警備をとることが最も安全な管理体制であることから、高津小学校機械警備業務を受託している当該業者が最適である。

b 平成25年度

高津小学校敷地内に設置され、また、みぞのくち保育園（指定管理施設）と建物を同じにしており、高津小学校及びみぞのくち保育園と一体となった機械警備をとることが最も安全な管理体制であることから、高津小学校及びみぞのくち保育園の機械警備業務を受託している当該業者が最適である。

c 平成26年度

みぞのくち保育園（指定管理施設）と建物を同じにしているため、ゆう

ゆう広場たかつ、みぞのくち保育園それぞれの用途を踏まえた警備業務に精通しているこれまでと同じ業者に継続して委託することが効率的、効果的であり、また、火災等の災害時における円滑な現場対応や防犯対策として円滑な警備を行うため、みぞのくち保育園と一体となった機械警備をとることでより安全な管理体制が確保できることから、当該業者を選定した。（※ 契約の決裁文書において、当初は平成25年度と同じ理由が掲げられていたが、7月28日の関係職員陳述において訂正された。）

(ウ) 平成27年度以降の契約についての市の方針

平成27年度以降は、現在の業者との特命随意契約とはしない方向で考えている。

具体的な契約方法については、現在、他のゆうゆう広場、教育会館等の総合管理業務を一括で契約しており（後述(エ)）、その中に本件施設を含めた契約とする方法など、今後、みぞのくち保育園の指定管理者及び所管部署と協議し、検討していくとしている。

高津小学校も含めた3者での連携と競争性の確保については、高津小学校が既に平成26年度から5年間の長期継続契約を締結していることから、小学校を除いたみぞのくち保育園との連携及び競争性の確保について検討していくとしている。

(エ) 他のゆうゆう広場、教育会館等の総合管理業務について

ゆうゆう広場は市内に6箇所ある（さいわい、たま、あさお、みゆき、なかはら、たかつ）。

たかつ以外のゆうゆう広場については、総合教育センター、塚越相談室、教育会館と共に、総合教育センター総務室がまとめて総合管理業務委託契約を締結しており、エレベーター保守点検、消防設備保守点検、機械警備など、多くの業務を含んだ契約となっている。指名競争入札による単年度契約で、平成26年度の契約金額は24,796,800円、業者は株式会社坂口ビルクリーンである。

(オ) みぞのくち保育園の機械警備業務委託について

みぞのくち保育園の機械警備委託は、同保育園の指定管理者である社会福祉法人大慈会が平成14年度以降、総合警備保障と契約しており、5年ごとに自動更新される。現在の契約は平成24～28年度の5年契約である。なお、同法人による指定管理期間は平成23～27年度の5年間である。

(カ) 請求人に対する照会・回答について

前記(イ) c のとおり、7月28日の陳述において、関係職員から、平成

26年度の特命随意契約理由が誤っていたとの説明があったことを踏まえ、請求内容に変更がないか、請求人に確認した。その結果は、「保育園と一体となった警備」という随意契約理由に対する主張ではなく、グループ化や契約方法変更により契約金額が減少した事例を挙げて、本件についても競争性のある契約方法の適用を求めるというものであった。

オ 計量検査所

(ア) 平成24年度からの特命随意契約への変更に係る検討について

契約方法の見直しに際し、市は複数の事業者から聞き取り調査を行い、機器設置に関しては委託料に含まれていること、また、現在の業者とはイニシャルコストの面で差が生じ、新規業者が機器を設置すると割高になることを確認したとしているが、記録は残されていない。

(イ) 平成27年度以降の契約についての市の方針

平成27年度については見積合せを実施し、併せて28年度以降は、長期継続契約の導入を検討している。

カ 選手宿舎

(ア) 機械警備業務委託に係る契約方法の検討経過について

本件施設が建設された平成11年度以降、市では本件施設の機械警備委託について、既存の機器設置業者以外の業者から見積書を徴したり、長期継続契約を検討したことはなかった。

また、市は、単年度ごとの契約において、競争性の高い契約方式とした場合、警備機器の設置工事費用の面から、既存の機器設置業者が有利であることを、他の所属での契約事例や他の警備関連事業者からの聞き取り調査により確認したとしているが、口頭による聞き取りのみで、その記録や参考見積りなどの書面は残されていない。

(イ) 平成27年度以降の契約についての市の方針

競争性のある契約方法及び長期継続契約の実施を検討している。

(4) 本市の随意契約による機械警備委託に係る事務について

本市の随意契約による機械警備委託に係る事務について、財政局契約課より確認した事項は次のとおりである。

なお、関係する法令、規則等の抜粋を別紙2に掲げた。

ア 自治令第167条の2第1項第1号関係

本市では自治令第167条の2第1項第1号に基づき、契約規則第24条の2に規定する金額の範囲内の契約については見積合せを前提に随意契約ができることとしており、100万円以下の機械警備委託はこれらの規定を満たすも

のであり、見積合せにて随意契約が可能となる。また、同規則第26条では、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定めており、さらに同規則に係る事務取扱通知（昭和58年3月31日付け57川総用第240号助役専決。以下「事務取扱通知」という。）により、原則として3社以上の見積合せの方法によることとしている。

また、地方自治制度研究会編集「地方財務実務提要」では、第1号の要件に該当する場合においては、第2号以下の各号に規定する要件について判断する必要はないとされている。

なお、契約課では、例えば3社に見積依頼をした結果、2社が辞退等した場合は、残りの1社との契約は可能であり、1号適用とすることができるとしている。

イ 同条同項第2号から第7号関係

自治令第167条の2第1項第2号以下のいずれかに該当し、特定の業者しか履行できない場合は、契約金額にかかわらず、1者特命随意契約を行うことができる。

ウ 同条同項第1号から第7号の複数適用について

基本的に第1号は見積合せによるものであり、第2号以降は1者特命随意契約によるものであることから、第1号と他の号との併合はない。

(5) 機械警備委託契約の実態について

機械警備委託契約の実態について、本市において複数の機械警備委託の契約実績がある複数の警備会社の営業担当から次のとおり確認した。

ア 最初に機器を設置する際の機器設置料や撤去料については、月額の委託料に組み込まれている。建物を新たに作る（＝施設に配線等を行う工事も加わる）際も同様である。

イ 予算要求時に提出する見積りと正式な見積りは別である。予算要求時は標準価格で出している。

ウ 警備機器の更新について

契約期間中、必要に応じて機器の修理や交換をしているので、契約更新の際に機器を一斉に更新することは通常ないとする事業者、また、警備機器の耐用年数は通常、15年から20年であり、概ねその年数で一斉に更新している事業者もあった。ただし、一斉に更新する場合であっても、金額を変更することはないとのことであった。

エ 長期にわたり同一業者が機械警備を行っている施設で、単年度更新をしているケースでも、入札や見積合せをした方が安くなる可能性はあると思われ

る。

入札や見積合せをする場合、やはり既存の機器を設置している業者は有利であることは確かだが、業者の戦略、営業上の理由により、安く入札することもある。

オ 契約期間については、受注者側としては単年度よりは5年などの長期契約が望ましいと考えている。

4 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨

本件措置請求は、平成26年度に特命随意契約により施設の機械警備委託契約を行った6件について、27年度以降、特命随意契約とはせず、より競争性のある契約方法に改めるよう勧告することを求めているものである。

(2) 各施設における機械警備委託契約に係る特命随意契約理由の検討

ア 公文書館

公文書館では、自治令第167条の2第1項第1号を根拠として1者による特命随意契約を行っている。また、その理由として、警備業者との距離及び到着時間並びに過去の的確な業務遂行を挙げている。

しかしながら、自治令第167条の2第1項第1号を根拠とする場合、現在の市の契約制度では、前記3(4)アのとおり、契約規則第26条において、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとしている。さらに事務取扱通知において、原則として3社以上の見積合せの方法によることとしており、見積合せができない特段の事情もないことから適当とは言えない。

次に、自治令第167条の2第1項第2号から9号までのいずれかに該当し、特定の業者しか履行できない場合は、契約金額にかかわらず、1者特命随意契約を行うことが可能であるが、この場合、事務取扱通知において、自治令の当該規定を適用するに当たっては、極めて限定的に解釈するものとして、拡大解釈することのないよう注意することとされており、その適用についても検証した。

公文書館では、現在の警備業者との距離及び到着時間並びに過去の的確な業務遂行を理由として挙げている。重要な公文書、古文書を保存する施設としての性格上、他の市の施設に比し、警備業者との距離及び緊急時の到着時間を重要な契約要件とすることについては、一定程度理解できる。しかしながら、以下の事由により、本件について1者特命随意契約とすべき限定的な

理由はないものとする。

- (ア) 施設への距離や到着時間を契約条件や仕様に反映していないこと。到着時間について、他の警備業者との比較など客観的な検証が行われていないこと。さらに、現在の警備業者以外にも至近の警備業者が存在していること。また、当該至近の警備業者は、他の多くの市の施設の機械警備委託を受託しており、的確な業務の遂行が十分可能であると判断できること。
- (イ) 近隣の小学校、保育園、スポーツ施設など市の施設が競争性のある契約方法を導入し、3施設においてそれぞれ異なる警備業者と契約していること。
- (ウ) 公文書館と同じ敷地内の民間施設等が他の警備業者と契約していること。
なお、所管部署からは、平成27年度以降の契約に向けて、競争性のある契約方法及び長期継続契約を行うことなどを検討し実施していくとの説明があったことを付言し、確実な実施を望むものである。

イ 御幸老人いこいの家

御幸老人いこいの家では、自治令第167条の2第1項第1号を根拠として1者による特命随意契約を行っている。また、その理由として、合築施設である御幸日中活動センターの警備業者と「合築建物の構造上の理由から」（回議書上は「業務内容上の理由から」としていたが、後に訂正）、同一の警備業者に委託することが必要であることを挙げている。

御幸老人いこいの家については、施設開設当時に御幸日中活動センターの指定管理者の仕様書において、御幸日中活動センターで建物全体の機械警備委託の一括契約を行うとともに、御幸老人いこいの家分については面積按分によりその費用負担を行うこととしていた。しかしながら、現状、御幸老人いこいの家においては単年度で、御幸日中活動センターにおいては平成27年度末までの長期で、個別に同一業者と機械警備委託契約を行っており、また費用負担については建物全体の費用を折半する形となっており、面積按分とはなっていない。

また、前記3(3)イ(ア)のとおり、警備機器本体が1階の御幸日中活動センター内に1か所設置され、建物全体を集中管理している合築建物の構造上の現状を踏まえると、御幸日中活動センターの仕様書のとおり、御幸日中活動センターにおいて一括契約を行ったうえで、費用負担を面積按分とすることが適当と考える。

次に、機械警備導入当初の御幸日中活動センターにおける警備業者の選定過程を確認したところ、実際の契約期間と異なる短期間の見積書の月額委託

料をもとに長期の契約を行っていたことから、競争性、公平性が的確に発揮されたとは言えない。

これらのことを踏まえ、御幸日中活動センターの契約が平成27年度末まで継続していることから、27年度については御幸日中活動センターの契約変更を行い、御幸老人いこいの家の契約を統合するとともに、費用負担を面積按分とすることが適当である。また、27年度の契約から競争性を導入することは難しいものと考えられることから、28年度以降の御幸日中活動センターにおける契約において、競争性のある契約方法を採用することが適当である。

なお、所管部署からは、平成27年度の契約については、御幸日中活動センターの契約変更により、御幸老人いこいの家を含めた一本化を予定しており、28年度以降の契約については、御幸日中活動センターの指定管理者に対して競争性を条件としながら面積按分により費用負担をしていくとの説明があったことを付言し、確実な実施を望むものである。

ウ 看護短期大学

看護短期大学では、自治令第167条の2第1項第1号及び第7号を根拠として1者による特命随意契約を行っている。また、その理由として、契約予定者は同大学の機械警備の導入業者であり、既に敷設されている機械警備システムを利用することで、新たに敷設するよりも大幅に経費を節減できることを挙げている。

同大学では、平成23年に翌年度の予算要求作業のために見積りを徴し、比較検討を行い、その結果24年度以降毎年、1者による特命随意契約を行い、26年度に至っている。見積りの内容についてみたところ、平成24年度から5年間の長期継続契約で機器を新設した場合の見積りを既設の警備業者を含む2社から取得したもの及び24年度の1年間の単年度契約で、既存の機器の使用を前提に設置業者から取得したものの3点であり、比較方法としては、変則的であった。さらに、予算要求資料用の見積りと実際の入札又は見積合せの段階では、金額も当然に異なると考えられる。

また、別紙1にあるとおり、警備業者が変更となり、機器を新たに敷設する場合においても、前契約に比べ、契約金額が減額となっている契約事例があり、既に敷設されている機械警備システムを利用することで、新たに敷設するよりも大幅に経費を節減できると断定することはできない。

ちなみに同大学においても、平成19年度から23年度までの5年間について、入札により長期継続契約を行った際に、現在の警備業者に変更となり、

契約金額も大幅に低減していた。

また、結果として、現在の警備業者と契約する場合でも、競争性のある契約方法により、契約金額が低減する可能性も否定することはできない。

受注者側の企業戦略や営業上の理由等により、契約金額は変化しうることから、従前の検討結果をもとに特命随意契約を続けることは適当と言えず、契約満了時ごとに市にとって最も有利に契約できる条件を検討のうえ、競争性のある方法で契約することが合理的と考えられる。

以上を総合的に検討した結果、自治令第167条の2第1項第1号を根拠とする場合、本市では原則として3社以上の見積合せの方法によることとしており、当該規定を根拠として1者による特命随意契約を行うことは、適当とは言えない。また、同項第7号を根拠とした、1者による特命随意契約理由「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのある」についても、適当とは言えない。さらに、他の特命随意契約理由も見当たらない。

なお、所管部署からは、平成27年度以降、契約の更新ごとに、契約手法を検討していくとの説明があったことを付言し、的確な検討を望むものである。

エ ゆうゆう広場たかつ

ゆうゆう広場たかつでは、自治令第167条の2第1項第1号及び第2号を根拠として1者による特命随意契約を行っている。また、その理由として、ゆうゆう広場たかつは、高津小学校敷地内に設置され、また、指定管理者が管理を行うみぞのくち保育園と建物を同じにしており、高津小学校及びみぞのくち保育園と一体となった機械警備をとることが最も安全な管理体制であることから、高津小学校及びみぞのくち保育園の機械警備委託を受託している警備業者と契約を行うことが最適であるとしていた。ただし、その理由は今回の陳述において、高津小学校を除外し「みぞのくち保育園と一体となった機械警備が適切」に訂正された。

ゆうゆう広場たかつの過去の随意契約理由を確認したところ、次のとおり年ごとに異なっていた。

開設時の平成24年度については、前記3(3)エ(i)のとおり、高津小学校と一体となった機械警備を行うことを理由に、高津小学校の機械警備を行う警備業者と特命随意契約を行った。また、平成25年度については、高津小学校及びみぞのくち保育園とゆうゆう広場たかつの3者で一体となった機械警備をとることが最も安全な管理体制であることを理由として特命随意契約を行った。さらに、平成26年度については、前記2(1)エのとおり、

みぞのくち保育園及びゆうゆう広場たかつの２者で一体となった機械警備が行われていれば、高津小学校と同じ警備業者でなくても支障がないと判断し、従来の警備業者と特命随意契約を行った。

次に、同じく前記２（１）エのとおり、所管部署では、平成２７年度以降、みぞのくち保育園と同一業者とすることを前提に競争性のある契約方法に改めるとしているが、みぞのくち保育園では平成２４年度から２８年度までの長期継続契約を行っていることから、２７年度にみぞのくち保育園と一体となって契約手法を変更することは難しいものとする。

最後に、前記３（３）エ(ウ)の中で、所管部署では今後、本件契約を他のゆうゆう広場等の総合管理委託契約に含めることにも言及しているが、前記３（３）エ(エ)のとおり、当該契約は指名競争入札で執行されていることから、本件契約をこれに含めれば競争性は確保されるものの、高津小学校又はみぞのくち保育園と一体となった警備が適切であるとしてきた従来の契約理由との整理も必要となる。

以上を総合的に検討した結果、自治令第１６７条の２第１項第１号を根拠とする場合、本市では原則として３社以上の見積合せの方法によることとしており、当該規定を根拠として１者による特命随意契約を行うことは、適当とは言えない。

また、特命随意契約を可能とする同項第２号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を契約の根拠とすることについては、随意契約の理由が一定ではなく、整理が必要なことから、合理的とは言えない。また、他の特命随意契約理由も見当たらない。

オ 計量検査所

計量検査所では、自治令第１６７条の２第１項第１号及び第７号を根拠として１者による特命随意契約を行っている。また、その理由として、計量検査所が当該事業者の管理機材を使用しており、警備に係る経費のみで委託することが可能なためであるとし、他社へ警備委託を行うには警備に必要な管理機材を新規に購入する必要があることを挙げている。

計量検査所は、前記２（１）オによれば、平成２３年度までは見積合せにて契約していたものの、現在の警備業者と他の警備業者の見積額の差が大きく、落札する見込みのない事業者に見積作成を依頼することは合理的でないと考え、契約方法の見直しを図ることにしたこと、また、複数事業者からの聞き取りにより、イニシャルコストの面で現在の警備業者との間で価格差が生じてしまうことにあることを確認したとしている。そのうえで、他の警備

業者との契約によって、より安価な契約ができる見込みはないとし、24年度以降毎年、1者による特命随意契約を行い、26年度に至っている。なお、前記3(3)オ(ア)のとおり、当該聞き取り調査の記録は残されていない。

しかしながら、別紙1にあるとおり、警備業者が変更となり、機器を新たに敷設する場合においても、前契約に比べ、契約金額が減額となっている契約事例があり、より安価な契約ができる見込みはないと断定することはできない。

また、結果として、現在の警備業者と契約する場合でも、競争性のある契約方法により、契約金額が低減する可能性も否定することはできない。

さらに、受注者側の企業戦略や営業上の理由等により、契約金額は変化しうることから、従前の検討結果をもとに特命随意契約を続けることは適当と言えず、契約満了時ごとに市にとって最も有利に契約できる条件を検討のうえ、競争性のある方法で契約することが合理的と考えられる。

以上を総合的に検討した結果、自治令第167条の2第1項第1号を根拠とする場合、本市では、原則として3社以上の見積合せの方法によることとしており、当該規定を根拠として1者による特命随意契約を行うことは、適当とは言えない。

また、同項第7号を理由とする1者による特命随意契約理由「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがある」についても、適当とは言えない。さらに、他の特命随意契約理由も見当たらない。

なお、前記3(3)オ(イ)のとおり、所管部署からは、平成27年度については競争性のある契約方法を実施し、併せて28年度以降は長期継続契約の導入を検討するとの説明があったことを付言し、確実な実施を望むものである。

カ 選手宿舎

選手宿舎では、自治令第167条の2第1項第6号を根拠として1者による特命随意契約を行っている。また、その理由として、警備用機器は、すでに施設建設時に設置され、改めて取り付けるより安価な契約となり、また、既設事業者は、長時間かつ豊富な警備経験により、その信頼性も高いことを挙げている。

しかしながら、その根拠について確認したところ、前記3(3)カ(ア)のとおり他の所属での契約事例や他の警備関連事業者からの聞き取り調査によるものとしており、自治令第167条の2第1項第6号に規定される「競争入札に付することが不利と認められるとき」の根拠として具体的なものでは

なく、十分な検証が行われているとは言い難い。また、当該聞き取り調査の記録も残されていない。

さらに、別紙1にあるとおり、警備業者が変更となり、機器を新たに敷設する場合においても、前契約に比べ、契約金額が減額となっている契約事例があり、警備用機器を改めて取り付けるより安価な契約になると断定することはできない。

あわせて、受注者側の企業戦略や営業上の理由等により、金額は変化しうることから、同じ理由による特命随意契約を続けることは適当と言えない。

また、結果として、現在の警備業者と契約することとなるにせよ、競争性のある契約方法により、契約金額が低減する可能性も否定することはできない。

以上を総合的に検討した結果、自治令第167条の2第1項第6号の根拠となる、合理的な事実が確認できないことから、1者による特命随意契約は、適当とは言えない。また、他の特命随意契約理由も見当たらない。

なお、所管部署からは、平成27年度以降の契約について、競争性のある契約方法及び長期継続契約の実施について検討していくとの説明があったことを付言し、確実な実施を望むものである。

5 勧告

以上の結果に基づき、法第242条第4項の規定により、次のとおり勧告する。

(1) 市長に対する勧告

ア 公文書館、看護短期大学、計量検査所及び選手宿舍の機械警備委託について

平成27年度以降の契約に当たっては、1者による特命随意契約とすることなく、法令及び市の規則等を踏まえ競争性のある契約方法に変更されたい。

イ 御幸老人いこいの家に係わる機械警備委託について

(ア) 平成27年度について

御幸日中活動センターの指定管理者に対し、御幸老人いこいの家に係る契約を御幸日中活動センターの契約に統合するよう指示されるとともに、御幸日中活動センターの仕様書に基づいた面積按分による費用負担を行うこととされたい。

(イ) 平成28年度以降について

御幸日中活動センターにおいて、競争性のある契約方法により、一括して施設の機械警備委託契約を行われたい。

(2) 教育委員会に対する勧告

ゆうゆう広場たかつの機械警備委託について、今一度、効果的な施設の機械警備のあり方を検証した上で、平成27年度以降の契約に当たっては、1者による特命随意契約とすることなく、法令及び市の規則等を踏まえ競争性のある契約方法に変更されたい。

(3) 上記各事項について必要な措置を講じた上で、平成27年4月30日（(1)イ(i)については28年5月2日）までに、その旨を監査委員あて通知されたい。

6 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

地方公共団体における契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約制度は、事務の効率化をはじめ、競争入札によるだけではその目的を達成できないような場合など、一定の限られた条件のもと、その執行が認められている特別な契約制度である。しかしながら、今回の監査を通じて、その運用に当たり市の随意契約制度に対する認識が十分でなかったり、前例踏襲等により十分な検証が行われぬまま契約が行われていた事例があった。また、検証の結果を的確に契約伺い書で明らかにすることなく契約が行われているなど、課題が認められた。

市の施設における機械警備委託契約について再度契約を行おうとする場合、従前警備機器を設置していた警備業者と契約することが、業務の質の安定性、契約事務の省力化、契約金額等を総合すれば、市にとって有利となる例があることは否定できない。また、競争性のある契約方法によれば契約金額が低減する可能性があるとしても、その金額を具体的に算定することは困難である（請求人は、監査対象となった6件の契約について、34.49%の金額削減が可能と試算しているが、これは平成26年度に競争性のある契約方法を導入し契約金額が低減した契約の低減率の平均であり、契約金額は個々の契約ごとに様々な要素によって決定されるものであるため、これを前記6件の契約に当てはめることはできない。）。

しかしながら、随意契約制度は一定の限られた条件のもとに許容される特別な契約制度であり、競争性を導入することにより契約金額が低減した例があることに鑑みれば、可能な限り競争性のある契約方法を導入すべきものとする。

この点、平成25年度の第2回定期監査結果においても、機械警備委託について、競争性の導入を前提に、地域ごとのグループ化や長期継続契約の導入の促進

について意見を付記したところでもある。

市では機械警備委託のほか様々な契約が存在するところ、特に1者による特命の随意契約を行うに当たっては、根拠法令に規定されている随意契約理由について、事務取扱通知にも記された、極めて限定的に解釈するものとして、拡大解釈することのないようにとする注意事項を踏まえ、法に定める最少の経費で最大の効果を挙げるよう、その理由等を再検証されたい。

さらに、以下の点についても留意されたい。

(1) 契約制度に関する周知について

本市では自治令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約を行う場合、原則として見積合せを行うこととしているが、当該規定を1者による特命随意契約の根拠とするなど、正しい運用がなされていないことが考えられる。については、全庁的に制度の周知徹底を図るとともに、併せて研修等の充実も検討されたい。

(2) 長期継続契約の採用について

市では、川崎市契約条例（昭和39年条例第14号）第6条に基づき、長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱要綱及び同要綱運用指針が定められており、同要綱運用指針では、同条例第6条第2号ウ「契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な物品、設備等の初期投資額の回収に複数年度の期間が必要であるため翌年度以降にわたり契約を締結することが本市にとって経済的に有利である契約」に該当するものとして「機械警備業務の契約」が定められ、その契約期間も、原則として5年以内とされている。また既に、機械警備業務の契約において長期継続契約を導入している事例も相当数存在する。

については、今後の契約に当たっては、長期継続契約の導入も併せて検討されたい。

(3) 契約伺い文書における契約理由の記載について

監査対象となった6件の契約に係る伺い文書においては、契約方法に関して調査検討したにもかかわらず、その経過が記されていないものや、誤った随意契約理由が記載されているものがあつた。

契約に際しては、契約の透明性を確保するとともに市民への説明責任を果たすよう、契約理由、検討結果等を的確に契約伺い文書に残されたい。

※ 本文中、提出された資料は添付を省略した。

平成26年度に契約方法を改めた警備委託契約

別紙1

No.	予算担当課	件名	平成25年度		25年度 契約方法	平成26年度		26年度 契約方法	随意契約 根拠規定
			契約金額	業者名		契約金額	業者名		
1	市民・子ども局子ども本部 子ども家庭センター 北部地域療育センター	警備業務委託	736,848	セコム株式会社	特命随意契約	757,896	セコム株式会社	見積合せ	第1号
2	健康福祉局 健康安全部動物愛護センター	動物愛護センター庁舎 警備業務の委託及び 契約の締結について	527,940	総合警備 保障株式 会社川崎 支社	特命随意契約	226,800	セコム株式会社	見積合せ	第1号
3	健康福祉局 障害保健福祉部めいぼう	体育館機械警備業務 委託	213,948	セコム株式会社	特命随意契約	149,040	セコム株式会社	見積合せ	第1号
4	健康福祉局障害保健福祉部 障害者雇用・就労推進課	わーくす大島及びわー くす中原警備委託業務	466,200	総合警備 保障株式 会社川崎 支社	特命随意契約	479,520	総合警備 保障株式 会社川崎 支社	見積合せ	第1号
5	健康福祉局障害保健福祉部 障害福祉課	地域福祉施設ちどり夜 間警備委託料	441,480	セコム株式会社	特命随意契約	99,792	京浜警備 保障株式 会社	見積合せ	第1号
6	港湾局川崎港管理センター 港湾管理課	川崎港廃油処理場警 備業務委託	945,000	セコム株式会社	特命随意契約	510,624	セコム株式会社	見積合せ	第1号
7	港湾局川崎港管理センター 港湾管理課	東扇島西公園及び東 公園駐車場機器管理 等業務委託 (※【業務内容】西公 園及び東公園の駐車 場管理装置の保守管 理・遠隔操作及び各種 関係報告)	8,442,000	アマノマネ ジメント サービス 株式会社	特命随意契約	6,156,000	アマノマネ ジメント サービス 株式会社	指名競争入 札	—
8	幸区役所日吉出張所	幸区日吉合同庁舎 警備委託	476,280	セコム株式会社	特命随意契約	465,264	セコム株式会社	見積合せ	第1号
9	宮前区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課	宮前市民館管生分館 警備委託	330,996	セコム株式会社	特命随意契約	127,008 (5年で 635,040)	京浜警備 保障株式 会社	見積合せ	第1号
10	教育委員会事務局 生涯学習部高津図書館	高津図書館警備業務 の委託及び契約の締 結について(伺い)	283,500	セコム株式会社	特命随意契約	110,160 (5年で 550,800)	株式会社 セノン神 奈川支社	指名競争入 札	—
11	教育委員会事務局 生涯学習部麻生図書館	麻生図書館柿生分館 警備業務委託	315,000	総合警備 保障株式 会社川崎 支社	特命随意契約	(129,600)	<p>平成26年度から、柿生小学校他 6校の機械警備委託契約を一括し て、平成26～30年度の5年間の長 期継続契約を行っており、指名競争 入札によりセコム株式会社が落札 した。 柿生分館は、柿生小学校に併設 しており、前記契約締結後、変更契 約を行い、柿生分館の機械警備を 追加し、年額129,600円を契約金額 に加えた。 なお、変更後の前記契約金額は 総額で年額1,898,640円、5年間で 9,493,200円となっている。</p>		

随意契約関係法令等(抜粋)

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・・・・・・・・以下略
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

○川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）

（随意契約によることができる場合の限度額）

第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

（6）前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

（見積書の徴取）

第26条 市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

○川崎市契約規則第24条の2（随意契約によることができる場合の限度額）の取扱いについて（事務取扱通知）（昭和58年3月31日付け57川総用第240号助役専決）

3 各局所管の取扱い

- （1）川崎市契約規則第24条の2第3号、第5号及び第6号に規定する額の範囲内で、原則として3社以上の見積合せの方法によること。
- （2）地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第7号までによる場合においてもその解釈については、極めて限定的に解釈するものとして、拡大解釈することのないよう注意すること。